

令和4年厚木市議会第6回会議（12月定例会議）提出案件一覧表

- 議案第83号 厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例について
- 議案第84号 厚木市個人情報保護条例について
- 議案第85号 厚木市個人情報保護審査会条例について
- 議案第86号 厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について
- 議案第87号 厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第88号 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第89号 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第90号 厚木市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 議案第91号 厚木市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第92号 厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第93号 厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部を改正する条例について
- 議案第94号 厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第95号 厚木市自立経営農家育成資金融資条例を廃止する条例について
- 議案第96号 町の区域の設定及び字の廃止について
- 議案第97号 工事請負契約の変更について
- 議案第98号 厚木市と清川村との廃乾電池等処理に関する事務委託に係る協議について
- 議案第99号 令和4年度厚木市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第100号 令和4年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第101号 令和4年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第102号 令和4年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第103号 令和4年度厚木市病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第104号 令和4年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第83号

厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例について

厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

職員の定年引上げ等を踏まえ、高齢期職員勤務形態の選択肢を広げ、多様な働き方を推進するため、本条例を制定する。

厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(法第26条の3第1項に規定する条例で定める年齢)

第2条 法第26条の3第1項に規定する条例で定める年齢は、60歳とする。

(高齢者部分休業の承認)

第3条 高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。

2 任命権者は、職員が前条に規定する年齢に達した日が属する年度の翌年度の4月1日以後の日から、当該職員に係る高齢者部分休業を承認することができる。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、厚木市職員の給与に関する条例（昭和32年厚木市条例第21号。以下「給与条例」という。）第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を厚木市職員の勤務1時間当たりの給与額に関する規則（平成8年厚木市規則第4号）第2条第2項に規定する1年間の勤務時間数で除して得た額を減額して給与を支給する。

2 高齢者部分休業をしている職員に対する給与条例第8条の2第3項第2号の規定の適用については、同号中「短時間勤務職員」とあるのは、「法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をしている職員」とする。

(退職手当の取扱い)

第5条 高齢者部分休業の承認を受けて職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を厚木市職員の退職手当に関する条例（昭和38年厚木市条例第15号）第7条第1項から第5項までの規定により計算した在职期間から除算する。この場合において、同条第6項中「前各項」とあるのは「前各項及び厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年厚木市条例第 号）第5条」と、同条第8項中「前各項」とあるのは「前各項及び厚木市職員の高齢者部分休業に関する条例第5条」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第7条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第84号

厚木市個人情報保護条例について

厚木市個人情報保護条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、改正後の個人情報保護制度に対応するため、本条例を制定する。

厚木市個人情報保護条例

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるほか、本市の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって市民の基本的な人権を擁護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 実施機関 法第2条第11項第2号に規定する地方公共団体の機関であつて、市長、厚木市病院事業の設置等に関する条例（平成14年厚木市条例第20号）第2条第3項に規定する病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

(2) 個人情報取扱事務 個人情報ファイル（次に掲げる個人情報ファイルを除く。）を取り扱う事務をいう。

ア 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。）に関する個人情報ファイルであつて、専らその職務の遂行に関する事項を記録するもの（実施機関が定めるものに限る。）

イ 実施機関の職員又は実施機関の職員であつた者に関する個人情報ファイルであつて、人事、給与、福利厚生等に関する事項を記録するもの（当該実施機関が行う職員の採用又は選定のための個人情報ファイルを含む。）

ウ 一時的に使用される個人情報ファイルであつて、記録された事項を短時間で消去し、又は廃棄するもの

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

(3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（法第60条第1項に規定する行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項各号に掲げるものとして政令で

定めるものを除く。)をいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、職員に対する研修その他の個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

(個人情報取扱事業者の責務)

第4条 個人情報取扱事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の基本的な人権の侵害の防止に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録等)

第5条 実施機関は、個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を記載した帳簿(以下「登録簿」という。)を備え付けなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び目的
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務を開始する年月日
- (4) 個人情報取扱事務の根拠法令等
- (5) 個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイルの名称
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。この場合において、登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定により登録簿に登録したときは、登録した事項を厚木市個人情報保護審査会条例(令和4年厚木市条例第 号)第1条に規定する厚木市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に報告しなければならない。

4 実施機関は、第2項の規定により登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消し、その旨を審査会に報告しなければならない。

5 実施機関は、登録簿を公表しなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第6条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない保有個人情報の開示の手續に要する手数料の額は、無料とする。

2 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書(法第87条第1項の規定により行政文書を複写したものを含む。)の写し等の交付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示決定等の期限)

第7条 開示決定等(法第82条各項の決定をいう。以下同じ。)は、法第83条第1項の規定にかかわらず、開示請求があった日から14日以内にななければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由

があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。
この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第8条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

(理由付記等)

第9条 実施機関は、法第82条各項の規定により、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、開示請求に係る当該保有個人情報の全部又は一部を開示できるようになることが明らかであるときは、その旨(開示できるようになる期日があらかじめ明示できるときは、その期日)を開示請求者に書面により通知するものとする。

(開示の際の本人確認)

第10条 保有個人情報の開示を受ける者は、当該開示を受ける者が当該開示に係る保有個人情報の本人(法第76条第2項の規定による開示請求にあつては、代理人)であることを示す書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

(訂正請求及び利用停止請求の特例)

第11条 自己を本人とする保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をしようとする者が、保有個人情報が記録されている行政文書を特定している場合は、法第90条第1項及び第98条第1項の規定にかかわらず、開示決定に基づく開示を受けていなくとも、訂正請求又は利用停止請求ができるものとする。

(訂正決定等の期限)

第12条 訂正決定等(法第93条各項の決定をいう。以下同じ。)は、法第94条第1項の規定にかかわらず、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第13条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

(利用停止決定等の期限)

第14条 利用停止決定等(法第101条各項の決定をいう。以下同じ。)は、法第102条第1項の規定にかかわらず、利用停止請求があった日から14日以内になければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第15条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

(審査会への諮問)

第16条 実施機関は、法第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報 の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

(運用状況の公表)

第17条 市長は、毎年、個人情報保護制度の運用状況について、公表するものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(旧条例の廃止)

2 厚木市個人情報保護条例(平成16年厚木市条例第11号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 次に掲げる者に係る旧条例第4条又は第15条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内

容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際、現に旧条例第2条第5号に規定する実施機関の職員である者（以下「旧実施機関の職員」という。）又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) 施行日前において旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）から旧条例第15条に規定する旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
- 4 施行日前に旧条例第17条又は第32条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に行われている旧条例第49条第2項の規定による苦情の申出については、なお従前の例による。
- 6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第11号アに規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 附則第3項第2号に掲げる者
- 7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第7号に規定する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 9 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務に係る第5条第2項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「この条例の施行後遅滞なく」とする。

議案第85号

厚木市個人情報保護審査会条例について

厚木市個人情報保護審査会条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

厚木市個人情報保護条例に基づく開示決定等に対する審査請求等について調査審議する機関として、厚木市個人情報保護審査会を設置するため、本条例を制定する。

厚木市個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の規定に基づき、厚木市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項又は厚木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年厚木市条例第 号。以下「議会条例」という。）第48条第1項の規定による諮問（以下「審査請求に係る諮問」という。）に関する事項
- (2) 厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第 号。以下「条例」という。）第16条又は議会条例第48条第3項の規定による諮問に関する事項

(組織)

第3条 審査会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 個人情報の保護に関する制度に関し、優れた識見を有する者

(委員)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審査会は、審査請求に係る諮問に関する事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。

(審査会の調査権限)

第8条 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求に係る諮問をした実施機関（条例第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、保有個人情報（法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 前項の規定は、議会が審査請求に係る諮問をした場合について準用する。この場合において、同項中「実施機関（条例第2条第2項第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）」とあるのは「議会」と、「法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項」とあるのは「議会条例第20条第5号ア、第37条第1項又は第45条第1項」と、「法第60条第1項」とあるのは「議会条例第2条第4項」と、次条中「法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法」とあるのは「行政不服審査法」と読み替えるものとする。
- 3 審査請求に係る諮問をした実施機関又は議会（以下「諮問実施機関等」という。）は、審査会から第1項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第9条 審査会は、前条第4項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面（以下「資料等」という。）の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料等を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問実施機関等をい

う。以下同じ。) 以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料等を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(準用)

第11条 第8条及び第9条の規定は、第7条第6項の規定により部会の議決をもって審査会の議決とする場合について準用する。

(庶務)

第12条 審査会の庶務は、個人情報保護主管課で処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第14条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に厚木市個人情報保護条例(平成16年厚木市条例第11号。以下「旧条例」という。)第41条第1項の規定により市に設置された審査会(以下「旧審査会」という。)の委員である者は、施行日に第3条の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際、現に旧審査会の会長である者又はその職務を代理する委員である者は、第5条の規定にかかわらず、それぞれ、施行日に同条の規定により審査会の会長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧審査会の委員である者又はこの条例の施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第41条第7項の規定による職務上

知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行日以後も、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行日前に旧条例第40条第1項又は第49条第3項の規定に基づく諮問がされた場合における調査審議については、なお従前の例による。この場合において、審査会は、旧審査会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行日前にした行為に対する旧条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 8 前項の規定は、市の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。
(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 9 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の45の項個人情報保護審査会の委員の項委員の項中「7,800円」の次に「（部会の長である委員にあつては、8,800円）」を加える。

議案第86号

厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例について

厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり制定する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

定年の引上げを目的とした地方公務員法の一部改正を踏まえ、職員の定年を段階的に年齢65年に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び定年前再任用短時間勤務の制度並びに年齢60年を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設けるほか、所要の措置を講ずるため、本条例を制定する。

厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(厚木市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市職員の定年等に関する条例(昭和58年厚木市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第1条中「」第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項及び第2項並びに第28条の7」に改める。

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「は、その職員」を「は、同条の規定にかかわらず、当該職員」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「よる」を「より生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

第5条を第12条とし、第4条の次に次の7条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職(病院に勤務する医師が占める職を除く。)とする。

(1) 厚木市職員の給与に関する条例(昭和32年厚木市条例第21号)第15条の2第1項及び厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成23年厚木市条例第15号)第2条第3項に規定する管理職手当を支給される職員が占める職

(2) 前号に掲げる職に準ずる職として規則で定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第

23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職（第5条に規定する職をいう。以下同じ。）以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。た

だし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

(異動期間の延長に係る職員の同意)

第9条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第10条 任命権者は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員(病院に勤務する医師を除く。)に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

5 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び病院に勤務する医師を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提

供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（厚木市職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 厚木市職員の給与に関する条例（昭和32年厚木市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項中「2号給」の次に「(60歳に達した日後の最初の4月1日以後に在職する職員にあっては、0号給)」を加え、同条第11項を削る。

第5条の2中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額を、前条第2項及び第11項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した給料月額を「法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「短時間勤務職員」という。）のうち、同項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に改め、「及び第4項」を削り、「その者」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 短時間勤務職員のうち、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年厚木市条例第1号）第4条の規定により採用された職員の給料月額は、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給料月額に、厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められた当該任期付短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第7条第1項中「再任用職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第14条中「第13条まで」を「前条まで」に改める。

第16条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項第3号中「（平成23年厚木市条例第1号）」を削る。

第17条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第2号中「再任用職員 当該再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料月額等）

20 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第22項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用さ

れる給料表の給料月額のうち、第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

- 21 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
 - (2) 厚木市職員の定年等に関する条例（昭和58年厚木市条例第26号）第8条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員
 - (3) 厚木市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- 22 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第24項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第20項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 23 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 24 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第20項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第22項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 25 附則第22項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第20項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 26 附則第22項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第16条第5項（第17条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用について

は、第16条第5項中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と附則第22項、第24項又は第25項の規定による給料の額との合計額」とする。

27 附則第20項から前項までに定めるもののほか、附則第20項の規定による給料月額、附則第22項の規定による給料その他附則第20項から前項までの規定の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第1 行政職給料表(1)中

「

再任用 職員	215, 200	243, 000	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	336, 000	356, 800
-----------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

」

を

「

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	215, 200	243, 000	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	336, 000	356, 800

」

に改める。

別表第2 行政職給料表(2)中

「

再任用職員	187,700	215,200	243,000	255,200	274,600
-------	---------	---------	---------	---------	---------

」

を

「

定年前再任 用短時間勤 務職員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	187,700	215,200	243,000	255,200	274,600

」

に改める。

別表第3 消防職給料表中

「

再任用 職員	215, 200	243, 000	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	336, 000	356, 800
-----------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

」

を

「

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額	基準 給料 月額
	215, 200	243, 000	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	336, 000	356, 800

に改める。

(厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年厚木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第5条第2項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項に規定する部分休業」を「部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内において管理者が定める期間遡った日後の日で、当該職員の申請において示した日からその定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。）又は介護休暇若しくは介護時間（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）」に改める。

第7条中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の次に「（平成3年法律第110号）」を加える。

(厚木市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 厚木市職員の退職手当に関する条例（昭和38年厚木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。）」を削り、同条第2項中「18日」の次に「（1月間の日数（厚木市の休日を定める条例（平成元年厚木市条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）」を加え、同項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者」を削り、「者及び」を「もの及び」に、「者（地方公務員法第28条の2第1項）」を「もの（地方公務員法第28条の6第1項）」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改め、同条第2項中「前項の規定に」を「同項の規定に」に改める。

第5条の3中「10年以内」を「15年以内」に改める。

第5条の4中「定年退職日（厚木市職員の定年等に関する条例（昭和58年厚木市条例第26号）第2条に規定する定年退職日をいう。）」を「厚木市職員の定年等に関する条例（昭和58年厚木市条例第26号）第2条に規定する定年退職日」に、「10年」を「15年」に改める。

第5条の8第1項各号列記以外の部分中「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「（以下）の次に「この項及び第5項において」を加える。

第5条の10を削る。

第12条第1項各号列記以外の部分中「市長が別に定めるもの」を「次に掲げる者」に改め、「（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないもの」及び「第3項において「支給期間」という。」を削り、「第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として同法の規定による基本手当の支給の条件に従い」を「当該退職の日において、その者が既に支給を受けた一般の退職手当等の額が、同法の規定を適用した場合に同法の規定によりその者に支給することができる失業給付の額に満たないときは、当該者の申出により、国家公務員退職手当法第10条の規定を準用し、同条に定める支給の条件に従い、失業者の退職手当を」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1項及び第8項から第10項までの規定中「公共職業安定所長」とあるのは「市長」と、同条第1項中「公共職業安定所（政令で定める職員については、その者が退職の際所属していた官署又は事務所その他政令で定める官署又は事務所とする。以下同じ。）を通じて支給する」とあるのは「市長が支給する」と、同条第2項及び第4項から第7項までの規定中「公共職業安定所を通じて支給する」とあるのは「市長が支給する」と読み替えるものとする。

第12条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により、廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分を受けた者

第12条第1項に次の2号を加える。

- (3) 公務上の傷病により退職した者
- (4) その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で、地方公務員法第28条及び第29条の規定によらずに退職したもの

第12条第2項から第17項までを削る。

第16条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「第12条第3項、第6項又は第8項」を「第12条の規定により準用する国家公務員退職手当法第10条第2項、第5項又は第7項」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項中「第12条第1項、第5項又は第7項」を「第12条の規定により準用する国家公務員退職手当法第10条第1項、第4項又は第6項」に改める。

第19条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第12項を削り、附則に次の8項を加える。

- 12 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条の3」とあるのは、「第5条の3又は附則第12項」とする。
- 13 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条の3」とあるのは、「第5条の3又は附則第13項」とする。
- 14 前2項の規定は、病院に勤務する医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。
- 15 厚木市職員の給与に関する条例附則第20項の規定による職員の給料月額の設定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 16 当分の間、第5条の3の規定の適用については、「定年に達する前15年以内」とあるのは、「定年（病院に勤務する医師以外の者にあつては、60歳）に達する前10年以内」とする。この場合における第5条の4及び第5条の7の規定の適用については、第5条の4中「厚木市職員の定年等に関する条例（昭和58年厚木市条例第26号）第2条に規定する定年退職日」とあるのは「60歳（病院に勤務する医師にあつては、65歳）に達した日以後における最初の3月31日」と、「定年から15年」とあるのは「定年（病院に勤務する医師以外の者にあつては、60歳）から10年」と、第5条の4の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の7の表第5条の5の項、第5条の6第1号の項及び第5条の6第2号の項中「定年」とあるのは「定年（病院に勤務する医師以外の者にあつては、60歳）」とする。
- 17 当分の間、第5条第1項の規定に該当する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により、廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が市長の承認を得たもの及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。次項及び附則第19項において同じ。）に対する第5条の4の規定の適用については、同条中「定年から15年」とあるのは、「定年（病院に勤

務する医師以外の者にあつては、60歳)から10年」とする。

18 当分の間、第5条第1項の規定に該当する者であつて、病院に勤務する医師以外の者が、60歳に達した日の属する年度の初日の前日までに退職したときにおける第5条の4及び第5条の7の規定の適用については、第5条の4の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の7の表第5条の5の項、第5条の6第1号の項及び第5条の6第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職した日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職した日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

19 当分の間、第5条第1項の規定に該当する者であつて、病院に勤務する医師以外の者が、60歳に達した日の属する年度の初日以後に退職したときにおける第5条の4及び第5条の7の規定の適用については、第5条の4の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第5条の7の表第5条の5の項、第5条の6第1号の項及び第5条の6第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職した日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

(厚木市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 厚木市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和62年厚木市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第5条の4まで」の次に「及び附則第12項から第19項まで」を加え、附則第3項中「第5条の2」の次に「及び附則第15項」を加え、附則第4項中「又は第5条の3」を「、第5条の3又は附則第13項」に改める。

(厚木市職員の分限に関する条例の一部改正)

第6条 厚木市職員の分限に関する条例(昭和30年厚木市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格(職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする。

第7条を第9条とし、第4条から第6条までを2条ずつ繰り下げる。

第3条第2項中「任命権者」を「、任命権者」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の2項を加える。

3 任命権者は、法第28条第1項第3号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は第3条第3号の規定に該当するものとして職員を降格する場合においては、当該職員が他の同等の職に必要な適格性を

欠くと認められた後に行わなければならない。

- 4 任命権者は、法第28条第1項第4号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は第3条第4号の規定に該当するものとして職員を降格する場合においては、任命権者の定める客観的に妥当性のある基準により行うものとする。

第3条第1項中「法」を「、法」に、「又は同条第2項第1号」を「、同条第2項第1号」に改め、「休職する場合」の次に「又は第3条第2号の規定に該当するものとして職員を降格する場合」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

任命権者は、法第28条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は第3条第1号の規定に該当するものとして職員を降格する場合若しくは前条の規定に該当するものとして職員を降号する場合においては、人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実を証する資料等に基づいて、公正かつ客観的に当該職員の勤務実績を判定して行わなければならない。

第3条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか、次の各号のいずれかに該当し、必要があると認める場合は、当該職員を降格することができる。

- (1) 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして職員の勤務実績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務の級に分類されている職務を遂行することについて当該適格性を欠く場合
- (4) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職務の級が廃止され、又は過員を生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして職員の勤務実績がよくない場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務の遂行に必要な適格性を欠くとはいえない場合は、当該職員を降号することができる。

附則第2項を次のように改める。

- 2 厚木市職員の給与に関する条例(昭和32年厚木市条例第21号)附則第20項の規定の適用を受ける職員に対する第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに厚木市職員の給与に関する条例(昭和32年厚木市条例第21号)附則第20項の規定による降給とする」とする。

附則に次の1項を加える。

- 3 第5条第5項の規定は、厚木市職員の給与に関する条例附則第20項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった

旨の通知を行うものとする。

(厚木市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第7条 厚木市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和30年厚木市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第3条中「1日以上6月以下給料」を「1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額」に改め、「をいう。）」の次に「の額」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(厚木市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 厚木市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例(昭和43年厚木市条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

(厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第9条 厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和43年厚木市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、「で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書、第4条第1項ただし書及び第9条第1項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(厚木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第10条 厚木市職員の育児休業等に関する条例(平成4年厚木市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 厚木市職員の定年等に関する条例第8条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員(第10条第3号において「異動期間延長管理監督職員」という。)

第10条に次の1号を加える。

(3) 異動期間延長管理監督職員

第17条の表第5条第11項の項を削る。

第18条の表第16条の項中「第16条」を「第10条」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同表第17条第4項の項中「第17条第4項」を「第11条第4項」に改める。

第23条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第24条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員

等」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(厚木市職員の給与に関する条例附則第20項が適用される育児短時間勤務等をしている職員に関する読替え)

6 育児短時間勤務をしている職員に対する厚木市職員の給与に関する条例附則第20項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

7 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員が厚木市職員の給与に関する条例附則第20項の適用を受ける場合における第20条の規定の適用については、同条中「前条まで」とあるのは、「前条まで及び附則第6項」とする。

(厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第11条 厚木市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成6年厚木市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(厚木市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第12条 厚木市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成13年厚木市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 厚木市職員の定年等に関する条例第8条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員(第9条第5号において「異動期間延長管理監督職員」という。)

第9条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 異動期間延長管理監督職員

(厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第13条 厚木市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年厚木市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(厚木市職員の再任用に関する条例の廃止)

第14条 厚木市職員の再任用に関する条例(平成13年厚木市条例第3号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(1) 第4条中厚木市職員の退職手当に関する条例第12条及び附則第12項を削る改正規定

(2) 附則第9条の規定

(勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、施行日前に第1条の規定による改正前の厚木市職員の定年等に関する条例（以下この条、次条及び附則第5条において「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限（同条第1項に規定する期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。）について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の厚木市職員の定年等に関する条例（以下この条から附則第4条まで及び附則第8条において「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下この条から附則第4条まで及び附則第7条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年（以下この条から附則第4条まで及び附則第6条において「旧条例定年」という。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次条及び附則第5条から第10条まで（附則第8条を除く。））において「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第4条第3項及び第4項の規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を

要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に新定年条例第11条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（次条及び附則第6条において「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項に規定する任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項、次項、附則第11条及び第12条において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この条、附則第6条から第8条まで及び附則第11条までにおいて同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達しているもの（新定年条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
(令和3年改正法附則第8条第3項に規定する条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項に規定する条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項に規定する条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項に規定する条例で定める年齢は、前項に規定する職が施

行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。(令和3年改正法附則第8条第5項に規定する条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項に規定する条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項に規定する条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第11条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者)を、新定年条例第11条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下この条並びに附則第11条、第13条及び第14条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(改正後の厚木市職員の給与に関する条例における勤務延長に関する経過措置)

第10条 第2条の規定による改正後の厚木市職員の給与に関する条例（次条において「新給与条例」という。）附則第20項から第27項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

（新給与条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

第11条 暫定再任用職員（附則第4条第1項又は第2項の規定により短時間勤務の職に採用された暫定再任用職員（以下この条並びに附則第13条及び第14条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項並びに次条において同じ。）の給料月額、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第3項の規定を適用する。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第5条の2第1項、第8条の2第3項及び第11条第4項の規定を適用する。

5 新給与条例第17条第1項に規定する職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び厚木市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年厚木市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

6 新給与条例第7条、第8条及び第8条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（改正後の厚木市職員の退職手当に関する条例における暫定再任用職員に関する経過措置）

第12条 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の厚木市職員の退職手当に関する条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「規定する職員」とあるのは、「規定する職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

（改正後の厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例における暫定再任用短時

間勤務職員に関する経過措置)

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の厚木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定を適用する。

(改正後の厚木市職員の育児休業等に関する条例における暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第10条の規定による改正後の厚木市職員の育児休業等に関する条例第23条第2号及び第24条第1項の規定を適用する。

(委任)

第15条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

議案第87号

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

一般職職員の給与について、今年度の人事院勧告に沿って改定するため、関係条例の一部を改正する。

厚木市職員の給与に関する条例及び厚木市一般職の任期付職員の
採用等に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市職員の給与に関する条例（昭和32年厚木市条例第21号）の一部
を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の95」を「100分の105」に改め、同項第2号
中「100分の45」を「100分の50」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表(1)

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	175,300	234,400	266,000	290,700	319,200	340,900	362,900
2	151,200	177,800	236,000	267,700	292,900	321,400	343,300	365,500
3	152,400	180,300	237,500	269,200	295,000	323,700	345,800	367,900
4	153,500	182,800	239,000	271,000	297,000	325,900	348,200	370,500
5	154,600	185,200	240,300	272,700	298,800	328,100	350,700	372,400
6	155,700	186,900	241,900	274,500	300,800	330,100	353,000	374,900
7	156,800	188,500	243,400	276,300	302,600	332,300	355,300	377,200
8	157,900	190,200	244,900	278,300	304,200	334,500	357,700	379,700
9	158,900	191,700	246,000	280,200	306,100	336,400	359,500	382,100
10	160,300	193,400	247,500	282,200	308,400	338,600	361,900	384,800
11	161,600	195,200	249,000	284,100	310,600	340,600	364,200	387,400
12	162,900	196,900	250,300	286,000	312,900	342,800	366,600	390,100
13	164,100	198,500	251,800	287,900	315,000	344,600	368,700	392,500
14	165,600	200,300	253,000	289,700	317,100	346,600	371,100	394,800
15	167,100	202,100	254,300	291,200	319,300	348,600	373,400	397,000
16	168,700	203,900	255,500	292,600	321,400	350,600	375,800	399,400
17	169,800	205,400	256,800	294,400	323,300	352,300	377,900	401,200
18	171,200	207,200	258,200	296,400	325,300	354,300	380,100	403,200
19	172,600	209,000	259,600	298,500	327,300	356,100	380,500	405,100
20	174,000	210,800	261,100	300,500	329,300	358,000	382,600	406,900
21	175,300	212,400	262,700	302,400	331,000	359,900	384,700	408,800
22	177,800	214,200	264,400	304,500	333,100	361,800	386,600	410,600
23	180,300	216,000	266,000	306,500	335,100	363,800	388,600	412,400
24	182,800	217,800	267,600	308,600	337,200	365,700	390,500	414,300
25	185,200	219,200	269,400	310,300	338,600	367,700	392,500	416,100
26	186,900	221,000	271,200	312,400	340,500	369,600	394,100	417,600
27	188,500	222,700	272,900	314,400	342,400	371,600	395,600	419,100
28	190,200	224,500	274,600	316,400	344,300	373,600	397,200	420,700
29	191,700	226,100	276,200	318,100	345,900	375,100	398,500	422,300
30	193,400	227,800	277,900	320,100	347,800	376,900	399,900	423,600
31	195,200	229,400	279,700	322,200	349,700	378,700	401,400	424,900
32	196,900	230,900	281,200	324,300	351,500	380,300	402,900	426,100
33	198,500	234,400	282,400	325,500	353,400	382,100	404,300	427,300
34	200,300	236,000	284,100	327,500	355,200	383,500	405,300	428,600
35	202,100	237,500	285,700	329,400	357,000	385,000	406,300	429,900
36	203,900	239,000	287,400	331,500	358,700	386,600	407,300	431,100
37	205,400	240,300	289,000	333,400	360,100	388,000	408,300	432,300
38	207,200	241,900	290,700	335,300	361,400	389,200	409,300	433,100
39	209,000	243,400	292,500	337,300	362,800	390,400	410,300	433,900
40	210,800	244,900	294,300	339,200	364,200	391,500	411,300	434,700
41	212,400	246,000	295,800	341,100	365,500	392,600	412,100	435,300
42	214,200	247,500	297,500	343,000	366,400	393,800	413,100	436,000
43	216,000	249,000	299,000	344,800	367,500	395,000	414,100	436,700
44	217,800	250,300	300,600	346,700	368,600	396,100	415,100	437,400
45	219,200	251,800	302,200	348,200	369,400	396,800	415,900	438,200
46	221,000	253,000	303,900	349,600	370,300	397,500	416,800	439,000

47	222,700	254,300	305,500	351,100	371,200	398,200	417,800	439,400
48	224,500	255,500	307,200	352,600	372,100	398,900	418,700	440,100
49	226,100	256,800	308,100	354,200	373,000	399,500	419,700	440,600
50	227,800	258,200	309,600	355,000	373,800	400,100	420,500	441,000
51	229,400	259,600	311,100	356,200	374,600	400,600	421,500	441,400
52	230,900	261,100	312,700	357,200	375,400	401,000	422,500	441,800
53	232,200	262,700	314,300	358,100	376,100	401,400	423,400	442,200
54	233,800	264,400	315,900	359,200	376,800	401,700	424,400	442,600
55	235,400	266,000	317,500	360,100	377,500	402,000	425,300	443,000
56	236,900	267,600	319,000	361,200	378,200	402,300	425,900	443,300
57	237,900	269,400	320,500	362,100	378,700	402,600	426,700	443,600
58	239,400	271,200	321,700	362,800	379,300	402,900	427,700	444,000
59	240,700	272,900	322,900	363,500	379,900	403,200	428,700	444,300
60	241,900	274,600	324,100	364,200	380,600	403,500	429,600	444,600
61	243,100	276,200	324,800	364,600	381,000	403,800	430,400	444,900
62	244,100	277,900	325,700	365,200	381,700	404,100	431,400	445,300
63	245,100	279,700	326,500	365,900	382,300	404,400	432,400	445,600
64	246,100	281,200	327,300	366,600	382,900	404,700	433,400	445,900
65	247,200	282,400	328,200	366,900	383,300	405,000	434,200	446,200
66	248,100	284,100	328,600	367,600	383,900	405,300	435,200	446,600
67	249,000	285,700	329,300	368,300	384,500	405,600	436,200	446,900
68	250,000	287,400	330,100	369,000	385,100	405,900	437,200	447,200
69	250,900	289,000	330,900	369,300	385,500	406,100	437,900	447,500
70	252,200	290,700	331,600	369,900	386,000	406,400	438,900	447,900
71	253,400	292,500	332,300	370,600	386,500	406,700	439,800	448,200
72	254,700	294,300	333,000	371,200	387,100	407,000	440,800	448,500
73	256,000	295,800	333,500	371,500	387,400	407,200	441,600	448,800
74	257,400	297,500	334,100	372,100	387,800	407,500	442,500	449,200
75	258,600	299,000	334,600	372,800	388,200	407,800	443,500	449,500
76	259,800	300,600	335,200	373,400	388,600	408,000	444,500	449,800
77	260,900	302,200	335,500	373,800	388,900	408,200	445,300	450,100
78	262,100	303,900	336,000	374,300	389,200	408,500		
79	263,400	305,500	336,400	374,900	389,500	408,800		
80	264,500	307,200	336,900	375,400	389,800	409,000		
81	265,600	308,100	337,300	375,900	390,000	409,200		
82	266,600	309,600	337,800	376,500	390,300	409,500		
83	267,800	311,100	338,300	377,000	390,600	409,800		
84	268,900	312,700	338,800	377,300	390,800	410,000		
85	269,900	314,300	339,100	377,700	391,000	410,200		
86	270,900	315,900	339,500	378,200	391,300			
87	272,000	317,500	340,000	378,600	391,600			
88	273,100	319,000	340,400	379,000	391,800			
89	274,000	320,500	340,700	379,400	392,000			
90	275,000	321,700	341,100	379,900	392,300			
91	275,900	322,900	341,600	380,300	392,600			
92	277,000	324,100	342,000	380,700	392,800			
93	278,100	324,800	342,200	381,000	393,000			
94	279,100	325,700	342,600					
95	280,000	326,500	343,100					
96	281,000	327,300	343,500					

97	281,500	328,200	343,700					
98		328,600	344,100					
99		329,300	344,500					
100		330,100	344,800					
101		330,900	345,100					
102		331,600	345,500					
103		332,300	345,900					
104		333,000	346,300					
105		333,500	346,800					
106		334,100	347,200					
107		334,600	347,600					
108		335,200	348,000					
109		335,500	348,500					
110		336,000	348,900					
111		336,400	349,200					
112		336,900	349,500					
113		337,300	350,000					
114		337,800						
115		338,300						
116		338,800						
117		339,100						
再任用 職員	215,200	243,000	255,200	274,600	289,700	315,100	336,000	356,800

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。
- 2 1級の33号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、厚木市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年厚木市規則第18号）別表第10に定める行政職給料表（1）初任給基準表の上級の区分を適用してその受ける給料月額を決定されたものの給料月額は、この表の額にかかわらず、189,700円とする。

別表第2(第4条関係)

行政職給料表(2)

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	154,600	154,600	185,200	234,400	266,000
2	155,700	155,700	186,900	236,000	267,700
3	156,800	156,800	188,500	237,500	269,200
4	157,900	157,900	190,200	239,000	271,000
5	158,900	158,900	191,700	240,300	272,700
6	160,300	160,300	193,400	241,900	274,500
7	161,600	161,600	195,200	243,400	276,300
8	162,900	162,900	196,900	244,900	278,300
9	164,100	164,100	198,500	246,000	280,200
10	165,600	165,600	199,900	247,500	282,200
11	167,100	167,100	201,400	249,000	284,100
12	168,700	168,700	202,900	250,300	286,000
13	169,800	169,800	204,200	251,800	287,900
14	171,200	171,200	205,500	253,000	289,700
15	172,600	172,600	206,700	254,300	291,200
16	174,000	174,000	208,000	255,500	292,600
17	175,300	175,300	212,400	256,800	294,400
18	177,800	177,800	214,200	258,200	296,400
19	180,300	180,300	216,000	259,600	298,500
20	182,800	182,800	217,800	261,100	300,500
21	185,200	185,200	219,200	262,700	302,400
22	186,900	186,900	221,000	264,400	304,500
23	188,500	188,500	222,700	266,000	306,500
24	190,200	190,200	224,500	267,600	308,600
25	191,700	191,700	226,100	269,400	310,300
26	193,400	193,400	227,800	271,200	312,400
27	195,200	195,200	229,400	272,900	314,400
28	196,900	196,900	230,900	274,600	316,400
29	198,500	198,500	234,400	276,200	318,100
30	199,900	199,900	236,000	277,900	320,100
31	201,400	201,400	237,500	279,700	322,200
32	202,900	202,900	239,000	281,200	324,300
33	204,200	204,200	240,300	282,400	325,500
34	205,500	205,500	241,900	284,100	327,500
35	206,700	206,700	243,400	285,700	329,400
36	208,000	208,000	244,900	287,400	331,500
37	209,300	212,400	246,000	289,000	333,400
38	210,600	214,200	247,500	290,700	335,300
39	211,900	216,000	249,000	292,500	337,300
40	213,200	217,800	250,300	294,300	339,200
41	214,300	219,200	251,800	295,800	341,100
42	215,600	221,000	253,000	297,500	343,000
43	216,900	222,700	254,300	299,000	344,800
44	218,200	224,500	255,500	300,600	346,700
45	219,200	226,100	256,800	302,200	348,200
46	220,300	227,800	258,200	303,900	349,600

47	221,300	229,400	259,600	305,500	351,100
48	222,300	230,900	261,100	307,200	352,600
49	223,300	232,200	262,700	308,100	354,200
50	224,200	233,800	264,400	309,600	355,000
51	225,100	235,400	266,000	311,100	356,200
52	226,000	236,900	267,600	312,700	357,200
53	226,300	237,900	269,400	314,300	358,100
54	227,100	239,400	271,200	315,900	359,200
55	227,800	240,700	272,900	317,500	360,100
56	228,500	241,900	274,600	319,000	361,200
57	229,200	243,100	276,200	320,500	362,100
58	230,000	244,100	277,900	321,700	362,800
59	230,700	245,100	279,700	322,900	363,500
60	231,300	246,100	281,200	324,100	364,200
61	231,900	247,200	282,400	324,800	364,600
62	232,500	248,100	284,100	325,700	365,200
63	233,100	249,000	285,700	326,500	365,900
64	233,800	250,000	287,400	327,300	366,600
65	234,500	250,900	289,000	328,200	366,900
66	235,100	252,200	290,700	328,600	367,600
67	235,600	253,400	292,500	329,300	368,300
68	236,300	254,700	294,300	330,100	369,000
69	237,000	256,000	295,800	330,900	369,300
70	237,600	257,400	297,500	331,600	369,900
71	238,200	258,600	299,000	332,300	370,600
72	238,700	259,800	300,600	333,000	371,200
73	239,300	260,900	302,200	333,500	371,500
74	240,000	262,100	303,900	334,100	372,100
75	240,700	263,400	305,500	334,600	372,800
76	241,200	264,500	307,200	335,200	373,400
77	241,700	265,600	308,100	335,500	373,800
78		266,600	309,600	336,000	374,300
79		267,800	311,100	336,400	374,900
80		268,900	312,700	336,900	375,400
81		269,900	314,300	337,300	375,900
82		270,900	315,900	337,800	376,500
83		272,000	317,500	338,300	377,000
84		273,100	319,000	338,800	377,300
85		274,000	320,500	339,100	377,700
86		275,000	321,700	339,500	378,200
87		275,900	322,900	340,000	378,600
88		277,000	324,100	340,400	379,000
89		278,100	324,800	340,700	379,400
90		279,100	325,700	341,100	379,900
91		280,000	326,500	341,600	380,300
92		281,000	327,300	342,000	380,700
93		281,500	328,200	342,200	381,000
94		282,400	328,600	342,600	
95		283,100	329,300	343,100	
96		284,000	330,100	343,500	

97		285,000	330,900	343,700	
98		285,800	331,600	344,100	
99		286,600	332,300	344,500	
100		287,400	333,000	344,800	
101		288,200	333,500	345,100	
102		288,700	334,100	345,500	
103		289,100	334,600	345,900	
104		289,600	335,200	346,300	
105		289,800	335,500	346,800	
106		290,100	336,000	347,200	
107		290,300	336,400	347,600	
108		290,700	336,900	348,000	
109		290,900	337,300	348,500	
110		291,100	337,800	348,900	
111		291,500	338,300	349,200	
112		291,800	338,800	349,500	
113		292,100	339,100	350,000	
114		292,400			
115		292,700			
116		293,100			
117		293,400			
118		293,800			
119		294,100			
120		294,500			
121		294,700			
再任用 職員	187,700	215,200	243,000	255,200	274,600

備考 この表は、技能職員、労務職員及び給食調理員に適用する。

別表第3(第4条関係)

消防職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	174,500	203,200	245,300	273,500	283,000	319,200	340,900	362,900
2	176,200	205,300	247,100	274,800	284,000	321,400	343,300	365,500
3	178,000	207,600	248,900	275,800	285,300	323,700	345,800	367,900
4	179,700	209,900	250,700	277,000	286,500	325,900	348,200	370,500
5	181,100	212,000	252,300	277,700	287,500	328,100	350,700	372,400
6	183,000	213,800	253,600	279,100	289,100	330,100	353,000	374,900
7	184,800	215,500	254,800	280,400	290,800	332,300	355,300	377,200
8	186,700	217,300	256,100	281,700	292,400	334,500	357,700	379,700
9	188,300	219,200	257,300	283,000	294,300	336,400	359,500	382,100
10	190,000	220,900	258,500	284,000	296,200	338,600	361,900	384,800
11	191,700	222,700	259,800	285,300	297,900	340,600	364,200	387,400
12	193,400	224,400	260,900	286,500	299,700	342,800	366,600	390,100
13	195,100	226,300	261,800	287,500	301,300	344,600	368,700	392,500
14	197,100	228,100	262,800	289,100	303,000	346,600	371,100	394,800
15	199,100	229,900	264,000	290,800	304,800	348,600	373,400	397,000
16	201,100	231,700	265,000	292,400	306,500	350,600	375,800	399,400
17	203,200	233,300	265,500	294,300	308,200	352,300	377,900	401,200
18	205,300	235,000	266,700	296,200	309,800	354,300	380,100	403,200
19	207,600	236,700	267,700	297,900	311,600	356,100	380,500	405,100
20	209,900	238,400	268,700	299,700	313,100	358,000	382,600	406,900
21	212,000	239,600	269,500	301,300	314,500	359,900	384,700	408,800
22	213,800	241,400	270,400	303,000	316,000	361,800	386,600	410,600
23	215,500	243,200	271,400	304,800	317,700	363,800	388,600	412,400
24	217,300	245,000	272,200	306,500	319,400	365,700	390,500	414,300
25	219,200	246,400	273,200	308,200	321,100	367,700	392,500	416,100
26	220,900	247,800	274,300	309,800	323,000	369,600	394,100	417,600
27	222,700	249,100	275,300	311,600	324,900	371,600	395,600	419,100
28	224,400	250,300	276,100	313,100	326,700	373,600	397,200	420,700
29	226,300	251,400	277,200	314,500	328,100	375,100	398,500	422,300
30	228,100	252,500	278,600	316,000	329,700	376,900	399,900	423,600
31	229,900	253,500	279,900	317,700	331,100	378,700	401,400	424,900
32	231,700	254,300	281,300	319,400	332,800	380,300	402,900	426,100
33	233,300	255,000	283,000	321,100	334,300	382,100	404,300	427,300
34	235,000	255,900	284,700	323,000	336,000	383,500	405,300	428,600
35	236,700	257,000	286,200	324,900	337,600	385,000	406,300	429,900
36	238,400	258,000	287,600	326,700	339,400	386,600	407,300	431,100
37	239,600	258,500	289,000	328,100	340,300	388,000	408,300	432,300
38	241,400	259,700	290,600	329,700	342,000	389,200	409,300	433,100
39	243,200	260,500	292,200	331,100	343,600	390,400	410,300	433,900
40	245,000	261,600	293,700	332,800	345,200	391,500	411,300	434,700
41	246,400	262,500	295,100	334,300	346,800	392,600	412,100	435,300
42	247,800	263,300	296,700	336,000	348,500	393,800	413,100	436,000
43	249,100	264,100	298,400	337,600	350,200	395,000	414,100	436,700
44	250,300	264,900	300,000	339,400	351,900	396,100	415,100	437,400
45	251,400	265,700	301,400	340,300	353,500	396,800	415,900	438,200
46	252,500	266,300	303,000	342,000	355,100	397,500	416,800	439,000

47	253,500	267,100	304,600	343,600	356,700	398,200	417,800	439,400
48	254,300	267,700	306,100	345,200	358,300	398,900	418,700	440,100
49	255,000	268,800	307,400	346,800	359,500	399,500	419,700	440,600
50	255,900	270,000	309,100	348,500	360,900	400,100	420,500	441,000
51	257,000	271,000	310,500	350,200	362,200	400,600	421,500	441,400
52	258,000	271,900	312,200	351,900	363,600	401,000	422,500	441,800
53	258,500	273,000	313,600	353,500	364,800	401,400	423,400	442,200
54	259,700	274,400	315,000	355,100	366,000	401,700	424,400	442,600
55	260,500	275,600	316,300	356,700	367,300	402,000	425,300	443,000
56	261,600	276,900	317,800	358,300	368,600	402,300	425,900	443,300
57	262,500	277,900	318,500	359,500	369,900	402,600	426,700	443,600
58	263,300	279,100	320,100	360,900	371,100	402,900	427,700	444,000
59	264,100	280,400	321,600	362,200	372,300	403,200	428,700	444,300
60	264,900	281,400	323,300	363,600	373,500	403,500	429,600	444,600
61	265,700	282,500	325,100	364,800	374,700	403,800	430,400	444,900
62	266,300	283,700	326,800	366,000	375,900	404,100	431,400	445,300
63	267,100	284,800	328,400	367,300	377,000	404,400	432,400	445,600
64	267,700	285,500	330,000	368,600	378,200	404,700	433,400	445,900
65	268,800	286,600	331,700	369,900	379,300	405,000	434,200	446,200
66	270,000	287,700	333,400	371,100	379,900	405,300	435,200	446,600
67	271,000	288,800	335,000	372,300	380,400	405,600	436,200	446,900
68	271,900	289,900	336,700	373,500	381,000	405,900	437,200	447,200
69	273,000	291,000	338,100	374,700	381,600	406,100	437,900	447,500
70	274,400	292,200	339,600	375,900	382,200	406,400	438,900	447,900
71	275,600	293,100	341,100	377,000	382,800	406,700	439,800	448,200
72	276,900	294,300	342,600	378,200	383,400	407,000	440,800	448,500
73	277,900	295,300	343,900	379,300	383,700	407,200	441,600	448,800
74	279,100	296,500	345,100	379,900	384,200	407,500	442,500	449,200
75	280,400	297,600	346,400	380,400	384,800	407,800	443,500	449,500
76	281,400	298,800	347,700	381,000	385,300	408,000	444,500	449,800
77	282,500	299,300	349,100	381,600	385,700	408,200	445,300	450,100
78	283,700	300,600	350,600	382,200	386,100	408,500		
79	284,800	301,700	352,100	382,800	386,700	408,800		
80	285,500	303,000	353,600	383,400	387,200	409,000		
81	286,600	304,100	354,900	383,700	387,600	409,200		
82	287,700	305,300	356,100	384,200	388,100	409,500		
83	288,800	306,500	357,200	384,800	388,700	409,800		
84	289,900	307,700	358,400	385,300	389,200	410,000		
85	291,000	308,900	359,500	385,700	389,500	410,200		
86	292,200	309,900	360,600	386,100	389,900			
87	293,100	311,000	361,700	386,700	390,400			
88	294,300	312,000	362,900	387,200	390,700			
89	295,300	312,800	364,100	387,600	391,000			
90	296,500	313,400	364,600	388,100	391,500			
91	297,600	314,000	365,200	388,700	392,000			
92	298,800	314,700	365,800	389,200	392,500			
93	299,300	315,200	366,400	389,500	392,800			
94	300,600	315,700	366,900	389,900	393,300			
95	301,700	316,200	367,400	390,400	393,800			
96	303,000	316,800	367,900	390,700	394,300			

97	304,100	317,600	368,300	391,000	394,600			
98	305,300	318,300	368,700	391,500	395,100			
99	306,500	319,000	369,300	392,000	395,600			
100	307,700	319,700	369,800	392,500	396,100			
101	308,900	320,300	370,200	392,800	396,500			
102	309,900	321,100	370,700	393,300	397,000			
103	311,000	321,800	371,300	393,800	397,400			
104	312,000	322,600	371,800	394,300	397,900			
105	312,800	323,200	372,000	394,600	398,300			
106	313,400	323,500	372,500	395,100	398,800			
107	314,000	324,000	373,000	395,600	399,200			
108	314,700	324,500	373,400	396,100	399,700			
109	315,200	324,800	373,900	396,500	400,100			
110	315,700	325,100	374,400	397,000	400,600			
111	316,200	325,600	374,900	397,400	401,000			
112	316,800	326,100	375,400	397,900	401,500			
113	317,600	326,400	375,700	398,300	401,900			
114	318,300	326,700	376,200		402,400			
115	319,000	327,200	376,700		402,800			
116	319,700	327,700	377,200		403,300			
117	320,300	328,000	377,500		403,700			
118	321,100	328,300	378,000		404,200			
119	321,800	328,800	378,400		404,600			
120	322,600	329,300	378,800		405,100			
121	323,200	329,600	379,100		405,500			
122	323,500	329,900	379,600					
123	324,000	330,400	380,100					
124	324,500	330,900	380,600					
125	324,800	331,200	380,900					
126		331,500						
127		332,000						
128		332,500						
129		332,800						
再任用 職員	215,200	243,000	255,200	274,600	289,700	315,100	336,000	356,800

備考 1 この表は、消防長及び消防吏員に適用する。

2 1級の25号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で、厚木市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則別表第12に定める消防職給料表初任給基準表の上級の区分を適用してその受ける給料月額を決定されたものの給料月額は、この表の額にかかわらず、209,400円とする。

第2条 厚木市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

円
375,000
422,000
472,000
533,000
608,000
710,000

」

を

「

円
376,000
422,000
472,000
533,000
608,000
710,000

」

に改める。

第8条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（厚木市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第17条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例及び第3条の規定（厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第8条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後の給与条例」とい

う。)第17条第2項の規定は、その基準日が令和4年12月1日である勤勉手当から適用する。

- 4 第3条の規定による改正後の任期付職員条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第8条第2項の規定は、その基準日が令和4年12月1日である期末手当から適用する。

(給与の内払)

- 5 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第88号

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

常勤特別職職員の期末手当について、一般職職員の給与に準じて改定するため、関係条例の一部を改正する。

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和36年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の202.5」を「100分の212.5」に改める。

第2条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の212.5」を「100分の207.5」に改める。

(厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成23年厚木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の200」を「100分の215」に改める。

第4条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の215」を「100分の207.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の常勤特別職職員条例」という。）第6条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者条例」という。）第6条第2項の規定は、それぞれその基準日が令和4年12月1日である期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第89号

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

議会の議員の期末手当について、常勤特別職職員の給与に準じて改定するため、本条例の一部を改正する。

厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年厚木市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「100分の202.5」を「100分の212.5」に改める。

第2条 厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第3項各号列記以外の部分中「100分の212.5」を「100分の207.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第3項の規定は、その基準日が令和4年12月1日である期末手当から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第90号

厚木市情報公開条例の一部を改正する条例について

厚木市情報公開条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

実施機関に消防長を追加するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市情報公開条例の一部を改正する条例

厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の2」を「第24条の3」に改める。

第2条第1号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、消防長」を加える。

第21条中第8項を第10項とし、第7項を第9項とし、第6項の次に次の2項を加える。

7 審査会は、市長が別に定めるところにより、部会を置くことができる。

8 審査会は、市長が別に定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

第3章中第24条の2の次に次の1条を加える。

（準用）

第24条の3 第22条から第24条までの規定は、第21条第8項の規定により部会の議決をもって審査会の議決とする場合について準用する。

第32条中「第21条第7項」を「第21条第9項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の46の項情報公開審査会の委員の項委員の項中「7,800円」の次に「（部会の長である委員にあつては、8,800円）」を加える。

議案第91号

厚木市市税条例の一部を改正する条例について

厚木市市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、納税証明書においてDV被害者等の支援のための措置を講ずることによる規定の整理を行うとともに、固定資産税の課税標準の特例割合に係る規定を改めるほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市市税条例の一部を改正する条例

厚木市市税条例（平成12年厚木市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項本文中「交付」の次に「（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項を記載したものの交付を含む。）」を加える。

第12条第1項の表第1号オ中「をいう。以下この条において」を「をいう。以下」に改める。

附則第11項の見出し及び同項各号列記以外の部分中「、第15条の8及び第64条」を「及び第15条の8」に改め、同項第1号中「第27項第3号及び第34項」を「第26項第3号及び第33項」に改め、同項第2号中「附則第15条第16項、第27項第1号及び第35項」を「附則第15条第15項、第26項第1号及び第34項」に改め、同項第3号中「4分の3」を「5分の4」に改め、同項第4号中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第26項第2号」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

（1）附則第11項の見出し及び同項各号列記以外の部分の改正規定並びに同項中第5号を削り、第6号を第5号とする改正規定 令和5年4月1日

（2）第8条第2項本文の改正規定 令和6年4月1日

（納税証明書に関する経過措置）

2 この条例による改正後の厚木市市税条例（以下「新条例」という。）第8条第2項本文の規定は、令和6年4月1日以後にされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項第5号に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 この条例による改正前の厚木市市税条例附則第11項第5号の規定は、令和3年4月1日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定す

る建物附属設備にあつては平成30年6月6日以後、家屋及び構築物にあつては令和2年4月30日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する令和4年1月1日を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

議案第92号

厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

厚木市建築関係手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正に伴い、共同住宅等の住戸単位に係る手数料の一部を削除するほか、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

厚木市建築関係手数料条例（令和3年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の項第1号イを削り、同号ウ中「に住宅部分」の次に「（人の居住の用に供する部分をいう。以下この表において同じ。）」を加え、同号ウを同号イとし、同項第2号イを削り、同号ウを同号イとし、同表の2の項第1号イを削り、同号ウ(エ)中「前の項第1号ウ」を「前の項第1号イ」に、「同号ウ中」を「同号イ中」に改め、同号ウを同号イとし、同項第2号イを削り、同号ウ(エ)中「前の項第2号ウ」を「前の項第2号イ」に、「同号ウ中」を「同号イ中」に改め、同号ウを同号イとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第93号

厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部を改正する条例について

厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

博物館法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正する。

厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部を改正する条例

厚木市立あつぎ郷土博物館条例（平成30年厚木市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の規定に基づき」を「第2条第1項に規定する博物館として」に改める。

第7条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第94号

厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動に係る公費負担の限度額を改めるため、本条例の一部を改正する。

厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担 に関する条例の一部を改正する条例

厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年厚木市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の厚木市議会議員及び厚木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第95号

厚木市自立経営農家育成資金融資条例を廃止する条例について

厚木市自立経営農家育成資金融資条例を別紙のとおり廃止する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

厚木市自立経営農家育成資金融資制度について、所期の目的を達成したため、本条例を廃止する。

厚木市自立経営農家育成資金融資条例を廃止する条例

厚木市自立経営農家育成資金融資条例(昭和53年厚木市条例第7号)は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、廃止前の厚木市自立経営農家育成資金融資条例(以下「旧条例」という。)の規定により自立経営農家育成資金の融資の申込みをした者に係る旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定により自立経営農家育成資金の融資を受けた者に係る旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

議案第96号

町の区域の設定及び字の廃止について

厚木市森の里東土地区画整理事業の施行に伴い、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日から別紙のとおり町の区域を設定し、及び字を廃止する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

地方自治法第260条第1項の規定により、議決を求める。

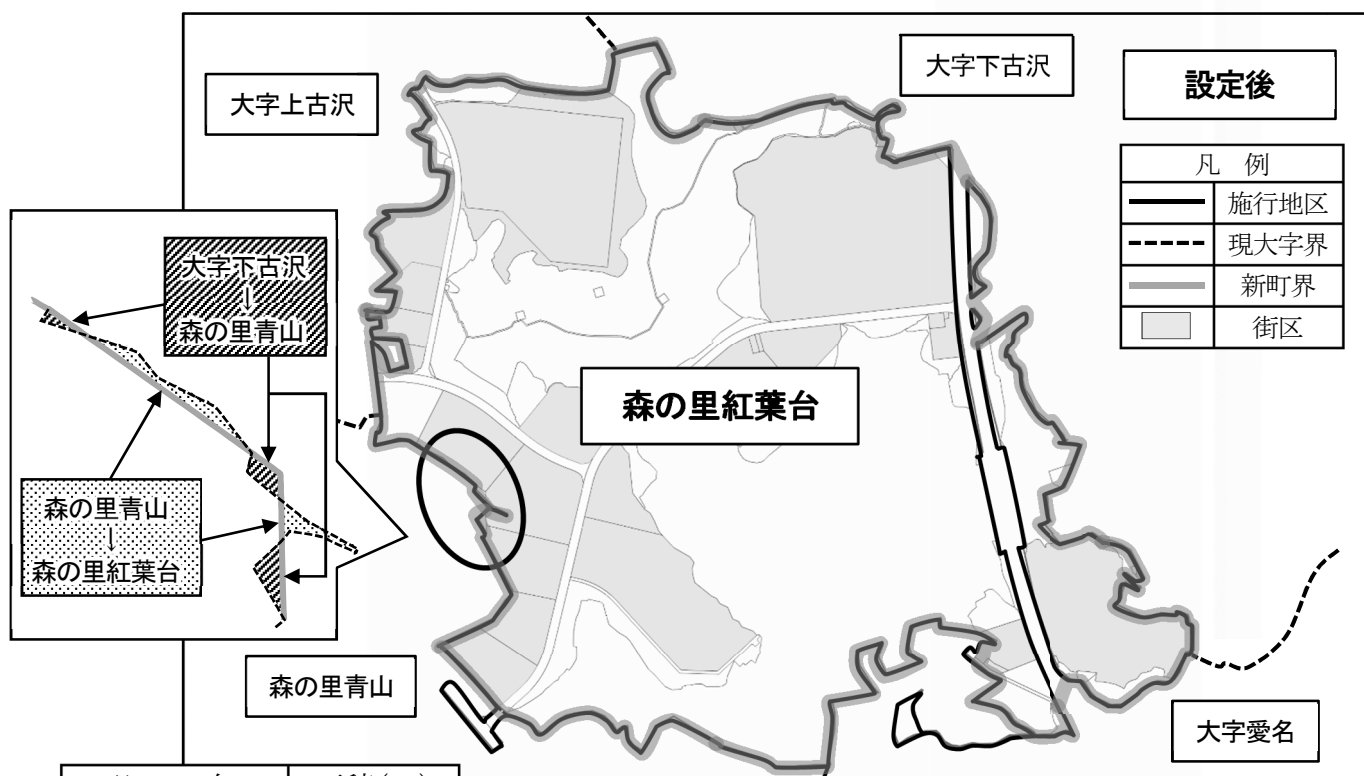
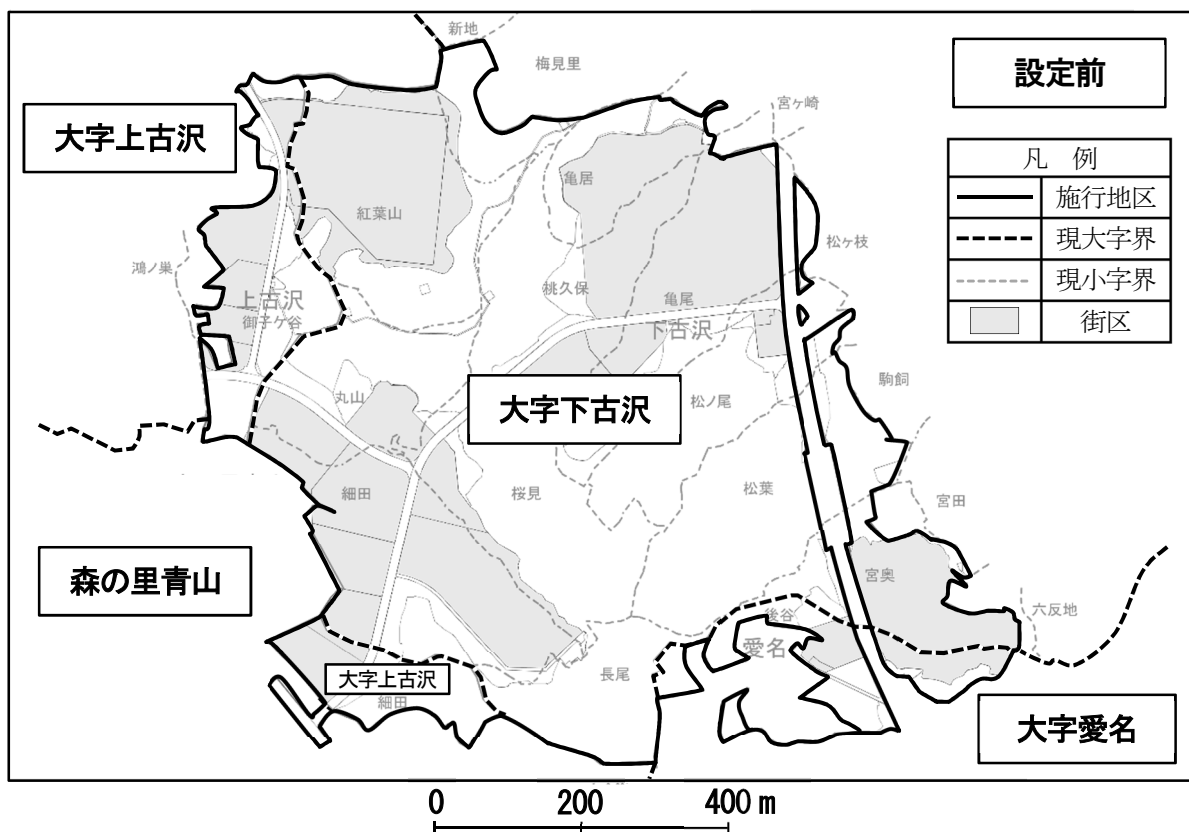
1 町の区域の設定

設定後の町名	左に包括される字の区域
もり さともみじだい 森の里紅葉台	大字上古沢 ほそだ みこがやと 字細田及び字御子ヶ谷の一部
	大字下古沢 まるやま さくらみ ながお ももくぼ 字丸山、字桜見、字長尾、字桃久保及び もみじやま ほそだ かめい かめお 字紅葉山並びに字細田、字亀居、字亀尾、 みやおく まつのお まつば うめみさと 字宮奥、字松ノ尾、字松葉、字梅見里及び みやだ 字宮田の各一部
	大字愛名 うしろやと 字後谷の一部
	森の里青山の一部
森の里青山	大字下古沢 ほそだ 字細田の一部

2 字の廃止

大字名	廃止する字名
上古沢	ほそだ 字細田
下古沢	まるやま ほそだ さくらみ ながお ももくぼ 字丸山、字細田、字桜見、字長尾、字桃久保及び もみじやま 字紅葉山

厚木市森の里東土地区画整理事業施行地区等における町の区域の設定及び字の廃止図



町名	面積(ha)
森の里紅葉台	69.3
森の里青山	0.02
合計	69.32

議案第97号

工事請負契約の変更について

都市計画道路厚木環状3号線（第4工区）街路整備工事の工事請負契約（令和2年12月22日議決・令和4年6月23日変更議決）の履行期限を「令和5年2月28日」から「令和5年6月30日」に変更する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

当該工事に係る施工箇所内において埋蔵文化財が確認されたことから、工事計画に影響が生じたため、厚木市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求める。

議案第98号

厚木市と清川村との廃乾電池等処理に関する事務委託に係る協議について

地方自治法第252条の14第1項の規定により、清川村の廃乾電池等処理の事務の委託を受けるため、別紙のとおり協議する。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

提案理由

清川村の一般廃棄物処理の事務のうち、廃乾電池、廃蛍光管その他水銀を含む廃棄物の処理について、事務の委託を受けるため、清川村と協議する必要があるため、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議決を求める。

厚木市と清川村との廃乾電池等処理の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲等)

第1条 清川村は、廃乾電池、廃蛍光管その他水銀を含む廃棄物（以下「廃乾電池等」という。）の処理に係る事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を厚木市に委託する。

2 委託事務の管理及び執行の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、厚木市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担及び処理単価の設定)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、清川村の負担とする。

2 処理単価は、厚木市が廃乾電池等を処理するために締結した業務委託契約の単価とする。

(経費の支払及び納付の時期)

第4条 厚木市は、毎年度2月末日をもって受入量を集計し、経費を清川村に請求するものとする。

2 清川村は、前項の規定により請求されたときは、厚木市が指定した支払方法により指定期日までに経費を納付するものとする。

(連絡調整会議)

第5条 厚木市長及び清川村長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図る必要がある場合は、連絡調整会議を開催するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第6条 委託事務の管理及び執行について適用される厚木市の条例等の制定、改正又は廃止をしようとする場合においては、厚木市長は、あらかじめ清川村長に通知するものとする。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、厚木市長と清川村長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもって打ち切り、厚木市長がこれを決算する。

(議案第99号)

令和4年厚木市議会第6回会議（12月定例会議）

令和4年度

厚木市一般会計補正予算（第9号）

議案第99号

令和4年度厚木市一般会計補正予算（第9号）

令和4年度の厚木市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,400,773千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,923,752千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 5 国庫支出金		19,726,290	492,352	20,218,642
	5 国庫負担金	9,898,077	163,157	10,061,234
	1 0 国庫補助金	9,682,427	329,195	10,011,622
6 0 県支出金		5,723,189	5,327	5,728,516
	5 県負担金	4,035,480	5,327	4,040,807
7 0 寄附金		1,100,000	300,000	1,400,000
	5 寄附金	1,100,000	300,000	1,400,000
8 0 繰越金		3,235,327	603,094	3,838,421
	5 繰越金	3,235,327	603,094	3,838,421
歳入合計		99,522,979	1,400,773	100,923,752

2 歳 出

(単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費		459,263	2,301	461,564
	5 議会費	459,263	2,301	461,564
1 0 総務費		9,470,408	556,201	10,026,609
	5 総務管理費	6,081,164	517,101	6,598,265
	1 0 企画文化費	1,350,781	16,445	1,367,226
	1 5 徴税费	1,120,458	5,197	1,125,655
	2 0 戸籍住民基本台帳費	582,497	16,482	598,979
	2 5 選挙費	238,569	411	238,980
	3 0 統計調査費	33,088	230	33,318
	3 5 監査委員費	63,851	335	64,186
1 5 民生費		38,914,665	293,909	39,208,574
	5 社会福祉費	17,211,422	54,484	17,265,906
	1 0 児童福祉費	15,431,822	18,595	15,450,417
	1 5 生活保護費	6,271,163	220,830	6,491,993
2 0 衛生費		11,747,535	305,089	12,052,624
	5 保健衛生費	6,949,644	345,657	7,295,301
	1 0 清掃費	4,797,891	40,568	4,757,323
2 5 労働費		213,710	2,851	210,859
	5 労働諸費	213,710	2,851	210,859
3 0 農林水産業費		821,708	3,691	825,399
	5 農業費	741,283	3,691	744,974
3 5 商工費		3,878,368	28	3,878,396
	5 商工費	3,878,368	28	3,878,396

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 0 土木費		12,013,638	18,337	12,031,975
	5 土木管理費	1,065,206	2,237	1,067,443
	1 0 道路橋りょう費	3,212,015	5,963	3,217,978
	1 5 河川費	301,835	893	302,728
	2 0 都市計画費	7,006,829	8,811	7,015,640
	2 5 住宅費	427,753	433	428,186
4 5 消防費		3,536,511	56,987	3,593,498
	5 消防費	3,536,511	56,987	3,593,498
5 0 教育費		13,166,456	167,081	13,333,537
	5 教育総務費	3,516,503	4,418	3,520,921
	1 0 小学校費	3,132,303	67,520	3,199,823
	1 5 中学校費	4,198,887	58,621	4,257,508
	2 0 社会教育費	1,554,244	19,304	1,573,548
	2 5 保健体育費	764,519	17,218	781,737
歳 出 合 計		99,522,979	1,400,773	100,923,752

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
20 衛生費	5 保健衛生費	病院事業会計負担金（災害対策分）	315,000
	10 清掃費	ごみ収集車等管理事業	18,373
40 土木費	20 都市計画費	厚木環状3号線街路整備事業	278,959
50 教育費	10 小学校費	小学校校舎・体育館改修事業（長寿命化）	45,708
	15 中学校費	中学校校舎・体育館改修事業（長寿命化）	85,312
	20 社会教育費	公民館維持補修事業	2,365

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
農業施設構造物損傷箇所復旧工事経費	令和5年度	15,000
道路構造物損傷箇所復旧工事経費	令和5年度	30,000
舗装損傷箇所復旧工事経費	令和5年度	30,000
河川維持補修工事経費	令和5年度	10,000
排水路構造物損傷箇所復旧工事経費	令和5年度	15,000

令和4年度
厚木市一般会計補正予算
(第9号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額
5 市税	42,176,036
10 地方譲与税	520,210
15 利子割交付金	18,000
18 配当割交付金	180,000
21 株式等譲渡所得割交付金	161,000
23 法人事業税交付金	922,600
24 地方消費税交付金	5,469,000
27 ゴルフ場利用税交付金	134,000
31 環境性能割交付金	118,000
33 地方特例交付金	203,000
35 地方交付税	30,000
40 交通安全対策特別交付金	37,000
45 分担金及び負担金	341,272
50 使用料及び手数料	1,376,343
55 国庫支出金	19,726,290
60 県支出金	5,723,189
65 財産収入	280,867
70 寄附金	1,100,000
75 繰入金	4,576,887
80 繰越金	3,235,327
85 諸収入	3,882,358
90 市債	9,311,600
歳 入 合 計	99,522,979

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	42,176,036	41.8
	520,210	0.5
	18,000	0.0
	180,000	0.2
	161,000	0.2
	922,600	0.9
	5,469,000	5.4
	134,000	0.1
	118,000	0.1
	203,000	0.2
	30,000	0.0
	37,000	0.0
	341,272	0.4
	1,376,343	1.4
492,352	20,218,642	20.0
5,327	5,728,516	5.7
	280,867	0.3
300,000	1,400,000	1.4
	4,576,887	4.5
603,094	3,838,421	3.8
	3,882,358	3.9
	9,311,600	9.2
1,400,773	100,923,752	100.0

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
5 議会費	459,263	2,301	461,564
10 総務費	9,470,408	556,201	10,026,609
15 民生費	38,914,665	293,909	39,208,574
20 衛生費	11,747,535	305,089	12,052,624
25 労働費	213,710	△2,851	210,859
30 農林水産業費	821,708	3,691	825,399
35 商工費	3,878,368	28	3,878,396
40 土木費	12,013,638	18,337	12,031,975
45 消防費	3,536,511	56,987	3,593,498
50 教育費	13,166,456	167,081	13,333,537
60 公債費	5,200,717		5,200,717
70 予備費	100,000		100,000
歳 出 合 計	99,522,979	1,400,773	100,923,752

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳				一般財源	構成率
特	定	財	源		
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
				2,301	0.5
14,195			300,000	242,006	9.9
163,157	5,327			125,425	38.9
315,000				△9,911	11.9
				△2,851	0.2
				3,691	0.8
				28	3.8
				18,337	11.9
				56,987	3.6
				167,081	13.2
					5.2
					0.1
492,352	5,327		300,000	603,094	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
55 国庫支出金	19,726,290	492,352	20,218,642
5 国庫負担金	9,898,077	163,157	10,061,234
15 民生費国庫負担金	9,898,077	163,157	10,061,234
10 国庫補助金	9,682,427	329,195	10,011,622
10 総務費国庫補助金	216,842	329,195	546,037
60 県支出金	5,723,189	5,327	5,728,516
5 県負担金	4,035,480	5,327	4,040,807
15 民生費県負担金	4,017,707	5,327	4,023,034
70 寄附金	1,100,000	300,000	1,400,000
5 寄附金	1,100,000	300,000	1,400,000
60 ふるさと納税等寄附金	1,100,000	300,000	1,400,000
80 繰越金	3,235,327	603,094	3,838,421
5 繰越金	3,235,327	603,094	3,838,421
5 繰越金	3,235,327	603,094	3,838,421
歳 入 合 計	99,522,979	1,400,773	100,923,752

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
15 生活保護費負担金	159,803	1 生活保護費負担金増 ……………	【生活福祉課】 159,803
20 中国残留邦人等支 援給付費負担金	3,354	1 中国残留邦人等支援給付費国庫負担金増 ……	【福祉総務課】 3,354
5 総務管理費補助金	14,195	1 マイナンバーカード交付事務費補助金増 ……	【市民課】 14,195
30 企画費補助金	315,000	1 都市構造再編集集中支援事業交付金増 ……………	【企画政策課】 315,000
15 生活保護費負担金	5,327	1 生活保護費負担金増 ……………	【生活福祉課】 5,327
5 ふるさと納税等寄 附金	300,000	1 ふるさと納税寄附金増 ……………	【財政課】 300,000
5 繰越金	603,094	1 前年度繰越金増 ……………	【財政課】 603,094

5 5 国庫支出金 6 0 県支出金 7 0 寄附金 8 0 繰越金

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 議会費	459,263	2,301	461,564		
5 議会費	459,263	2,301	461,564		
5 議会費	459,263	2,301	461,564	一般財源	2,301
10 総務費	9,470,408	556,201	10,026,609		
5 総務管理費	6,081,164	517,101	6,598,265		
5 一般管理費	4,627,665	506,278	5,133,943	そ の 他	300,000
				一般財源	206,278
40 財産管理費	546,689	10,823	557,512	一般財源	10,823
10 企画文化費	1,350,781	16,445	1,367,226		
50 文化会館費	188,407	13,423	201,830	一般財源	13,423
58 学習支援センター費	25,886	1,318	27,204	一般財源	1,318
59 七沢自然ふれあいセンター費	236,846	1,704	238,550	一般財源	1,704
15 徴税费	1,120,458	5,197	1,125,655		
5 税務総務費	628,350	5,197	633,547	一般財源	5,197

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	36	1 議員報酬等増 …………… 【議会総務課】 1,537
3 職員手当等	2,150	2 職員給与費増 …………… 【職員課】 764
4 共済費	115	
2 給料	34,493	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 62,038
3 職員手当等	9,823	(1) 常勤特別職増 281 (2) 一般職増 61,757
4 共済費	17,722	2 財政調整基金積立金増 …………… 【財政課】 300,000
8 報償費	68,000	(1) 財政調整基金積立金（ふるさと納税等分） 増 300,000
12 役務費	25,740	3 ふるさと納税推進事業費増 …………… 【財政課】 144,240
13 委託料	50,500	
25 積立金	300,000	
11 需用費	10,823	1 庁舎維持管理事業費増 …………… 【財産管理課】 10,823
13 委託料	13,423	1 文化会館維持管理事業費増 …………… 【文化生涯学習課】 13,423
11 需用費	1,318	1 学習支援センター費増 …………… 【文化生涯学習課】 1,318 (1) 学習支援センター維持管理事業費増 1,318
11 需用費	1,704	1 七沢自然ふれあいセンター維持管理事業費増 …………… 【文化生涯学習課】 1,704
2 給料	1,055	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 5,197

5 議会費 10 総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(税務総務費)					
20 戸籍住民基本台帳費	582,497	16,482	598,979		
5 戸籍住民基本台帳費	541,065	16,482	557,547	国庫支出金	14,195
				一般財源	2,287
25 選挙費	238,569	411	238,980		
5 選挙管理委員会費	65,350	411	65,761	一般財源	411
30 統計調査費	33,088	230	33,318		
5 統計調査総務費	30,024	230	30,254	一般財源	230
35 監査委員費	63,851	335	64,186		
5 監査委員費	63,851	335	64,186	一般財源	335
15 民生費	38,914,665	293,909	39,208,574		
5 社会福祉費	17,211,422	54,484	17,265,906		
5 社会福祉総務費	7,103,944	52,262	7,156,206	国庫支出金	3,354
				一般財源	48,908

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
3 職員手当等		3,545		
4 共済費		597		
2 給料		513	1 職員給与費増	【職員課】 2,287
3 職員手当等		1,522		
4 共済費		252	2 社会保障・税番号制度事務費増	【市民課】 14,195
13 委託料		14,195		
2 給料		36	1 職員給与費増	【職員課】 411
3 職員手当等		322		
4 共済費		53		
2 給料		69	1 職員給与費増	【職員課】 230
3 職員手当等		137		
4 共済費		24		
2 給料		14	1 職員給与費増	【職員課】 335
3 職員手当等		270		
4 共済費		51		
2 給料		2,754	1 職員給与費増	【職員課】 7,712
3 職員手当等		4,215		
4 共済費		743	2 介護保険事業特別会計繰出金増	【介護福祉課】 38,463

1 0 総務費 1 5 民生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(社会福祉総務費)					
45 高齢者生きがい対策費	219,483	839	220,322	一般財源	839
55 生きがいセンター費	10,825	873	11,698	一般財源	873
65 後期高齢者医療費	2,404,717	510	2,405,227	一般財源	510
10 児童福祉費	15,431,822	18,595	15,450,417		
5 児童福祉総務費	4,110,404	5,023	4,115,427	一般財源	5,023
20 保育所費	1,010,789	13,572	1,024,361	一般財源	13,572
15 生活保護費	6,271,163	220,830	6,491,993		
5 生活保護総務費	376,234	7,759	383,993	一般財源	7,759
10 扶助費	5,894,929	213,071	6,108,000	国庫支出金	159,803
				県支出金	5,327
				一般財源	47,941

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
20 扶助費		4,473	3 国民健康保険事業特別会計繰出金増 ……	【国保年金課】 1,614
28 繰出金		40,077	4 中国残留邦人等支援給付費支給事業費増	【福祉総務課】 4,473
13 委託料		839	1 老人憩の家維持管理事業費増 ……………	【地域包括ケア推】 839
11 需用費		873	1 生きがいセンター維持管理事業費増 ……	【介護福祉課】 873
28 繰出金		510	1 後期高齢者医療事業費増 ……………	【国保年金課】 510
			(1) 後期高齢者医療事業特別会計繰出金増	510
2 給料		414	1 職員給与費増 ……………	【職員課】 2,769
3 職員手当等		2,001	2 放課後児童対策事業費増 ……………	【こども育成課】 2,254
4 共済費		354	(1) 放課後児童クラブ運営事業費増	2,254
11 需用費		2,254		
2 給料		8,941	1 職員給与費増 ……………	【職員課】 13,572
3 職員手当等		3,928		
4 共済費		703		
2 給料		5,507	1 職員給与費増 ……………	【職員課】 7,759
3 職員手当等		1,917		
4 共済費		335		
20 扶助費		213,071	1 生活保護費支給事業費増 ……………	【生活福祉課】 213,071

1 5 民生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
20 衛生費	11,747,535	305,089	12,052,624		
5 保健衛生費	6,949,644	345,657	7,295,301		
5 保健衛生総務費	1,323,552	30,425	1,353,977	一般財源	30,425
20 斎場費	305,932	232	306,164	一般財源	232
35 病院費	1,869,847	315,000	2,184,847	国庫支出金	315,000
10 清掃費	4,797,891	△40,568	4,757,323		
5 清掃総務費	1,740,412	858	1,741,270	一般財源	858
10 廃棄物処理費	2,856,610	△43,452	2,813,158	一般財源	△43,452
15 し尿処理費	200,869	2,026	202,895	一般財源	2,026
25 労働費	213,710	△2,851	210,859		
5 労働諸費	213,710	△2,851	210,859		
5 労働諸費	213,710	△2,851	210,859	一般財源	△2,851

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	△14,413	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △32,077
3 職員手当等	△13,004	2 健康増進事業費増 …………… 【健康づくり課】 62,502
4 共済費	△4,660	(1) がん検診事業費増 62,502
13 委託料	62,502	
2 給料	44	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 232
3 職員手当等	159	
4 共済費	29	
19 負担金、補助及び交付金	315,000	1 市立病院運営事業費増 …………… 【経営管理課】 315,000 (1) 病院事業会計負担金 (災害対策分) 増 315,000
2 給料	120	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 858
3 職員手当等	626	
4 共済費	112	
2 給料	△17,817	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △43,452
3 職員手当等	△16,327	
4 共済費	△9,308	
11 需用費	2,026	1 衛生プラント維持管理事業費増 …………… 【生活環境課】 2,026
2 給料	△2,964	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △2,851
3 職員手当等	96	

20 衛生費 25 労働費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(労働諸費)					
30 農林水産業費	821,708	3,691	825,399		
5 農業費	741,283	3,691	744,974		
5 農業委員会費	93,604	523	94,127	一般財源	523
10 農業総務費	215,882	3,168	219,050	一般財源	3,168
35 商工費	3,878,368	28	3,878,396		
5 商工費	3,878,368	28	3,878,396		
5 商工総務費	216,552	△8,255	208,297	一般財源	△8,255
10 商工振興費	3,389,791	8,283	3,398,074	一般財源	8,283
40 土木費	12,013,638	18,337	12,031,975		
5 土木管理費	1,065,206	2,237	1,067,443		
5 土木総務費	1,047,778	2,237	1,050,015	一般財源	2,237
10 道路橋りょう費	3,212,015	5,963	3,217,978		
5 道路橋りょう総務費	531,962	5,963	537,925	一般財源	5,963

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
4 共済費		17		
2 給料		65	1 職員給与費増	【職員課】 523
3 職員手当等		386		
4 共済費		72		
2 給料		106	1 職員給与費増	【職員課】 3,168
3 職員手当等		2,901		
4 共済費		161		
2 給料		△9,601	1 職員給与費減	【職員課】 △8,255
3 職員手当等		1,149		
4 共済費		197		
11 需用費		8,283	1 アミューあつぎ運営管理事業費増	【文化生涯学習課】 8,283
			(1) アミューあつぎ維持管理事業費増	8,283
2 給料		446	1 職員給与費増	【職員課】 2,237
3 職員手当等		1,528		
4 共済費		263		
2 給料		3,520	1 職員給与費増	【職員課】 5,963
3 職員手当等		2,086		

2 5 労働費 3 0 農林水産業費 3 5 商工費 4 0 土木費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(道路橋りょう総務費)					
15 河川費	301,835	893	302,728		
5 河川総務費	126,941	893	127,834	一般財源	893
20 都市計画費	7,006,829	8,811	7,015,640		
5 都市計画総務費	2,143,722	6,619	2,150,341	一般財源	6,619
50 ぼうさいの丘公園費	147,802	2,192	149,994	一般財源	2,192
25 住宅費	427,753	433	428,186		
5 住宅管理費	427,753	433	428,186	一般財源	433
45 消防費	3,536,511	56,987	3,593,498		
5 消防費	3,536,511	56,987	3,593,498		
5 常備消防費	2,582,423	56,987	2,639,410	一般財源	56,987
50 教育費	13,166,456	167,081	13,333,537		
5 教育総務費	3,516,503	4,418	3,520,921		
10 事務局費	2,796,526	4,418	2,800,944	一般財源	4,418

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共済費	357	
2 給料	140	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 893
3 職員手当等	639	
4 共済費	114	
2 給料	938	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 5,992
3 職員手当等	4,296	
4 共済費	758	2 公共下水道事業会計負担金増 …………… 【下水道総務課】 627
19 負担金、補助及び交付金	627	
11 需用費	2,192	1 ぼうさいの丘公園維持管理事業費増 …… 【公園緑地課】 2,192
3 職員手当等	363	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 433
4 共済費	70	
2 給料	4,085	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 54,233
3 職員手当等	47,978	
4 共済費	2,170	2 消防庁舎維持管理事業費増 …………… 【消防総務課】 2,754
11 需用費	2,754	
2 給料	480	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 4,418

4 0 土木費 4 5 消防費 5 0 教育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(事務局費)					
10 小学校費	3,132,303	67,520	3,199,823		
5 学校管理費	1,005,739	77,774	1,083,513	一般財源	77,774
10 学校保健給食費	1,557,484	△13,726	1,543,758	一般財源	△13,726
20 学校給食センター費	176,000	3,472	179,472	一般財源	3,472
15 中学校費	4,198,887	58,621	4,257,508		
5 学校管理費	748,907	31,866	780,773	一般財源	31,866
10 学校保健給食費	3,058,837	26,755	3,085,592	一般財源	26,755
20 社会教育費	1,554,244	19,304	1,573,548		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
3 職員手当等	3,339	(1) 常勤特別職増 92 (2) 一般職増 4,326
4 共済費	599	
2 給料	△3,000	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △5,990
3 職員手当等	△1,992	
4 共済費	△998	2 小学校維持管理事業費増 …………… 【教育施設課】 61,207
11 需用費	81,221	3 小学校維持補修事業費増 …………… 【教育施設課】 22,557
12 役務費	2,543	
2 給料	△7,857	1 職員給与費減 …………… 【職員課】 △16,251
3 職員手当等	△8,644	
4 共済費	250	2 小学校学校給食事業費増 …………… 【学校給食課】 2,525 (1) 単独調理場維持管理事業費増 2,525
11 需用費	2,525	
11 需用費	3,472	1 南部学校給食センター費増 …………… 【学校給食課】 3,472 (1) 施設維持管理事業費増 1,195 (2) 施設維持補修事業費増 2,277
3 職員手当等	94	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 113
4 共済費	19	
11 需用費	28,225	2 中学校維持管理事業費増 …………… 【教育施設課】 20,714
12 役務費	3,528	3 中学校維持補修事業費増 …………… 【教育施設課】 11,039
11 需用費	26,755	1 学校給食施設整備事業費(中学校)増 …… 【学校給食課】 26,755 (1) 中学校給食施設整備事業費増 26,755

50教育費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 社会教育総務費	296,822	1,799	298,621	一般財源	1,799
20 公民館費	731,745	15,505	747,250	一般財源	15,505
60 文化財保護費	132,059	2,000	134,059	一般財源	2,000
25 保健体育費	764,519	17,218	781,737		
5 保健体育総務費	260,300	17,218	277,518	一般財源	17,218
歳 出 合 計	99,522,979	1,400,773	100,923,752		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	123	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 1,799
3 職員手当等	1,419	
4 共済費	257	
2 給料	308	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 2,185
3 職員手当等	1,590	
4 共済費	287	
11 需用費	13,320	2 公民館維持管理事業費増 …………… 【社会教育課】 9,083
		3 公民館維持補修事業費増 …………… 【社会教育課】 4,237
11 需用費	2,000	1 郷土博物館事業費増 …………… 【文化財保護課】 2,000 (1) 施設維持管理事業費増 2,000
2 給料	6,203	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 17,218
3 職員手当等	10,869	
4 共済費	146	

50 教育費

補 正 予 算 給

1 特別職

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	期末手当 (年間支給率)
補 正 後	長 等	4		38,688	17,592 (4.15月分)
	議 員	28	153,698		63,784 (4.15月分)
	そ の 他	3,051	221,283		
	計	3,083	374,981	38,688	81,376
補 正 前	長 等	4		38,688	17,237 (4.05月分)
	議 員	28	153,698		62,247 (4.05月分)
	そ の 他	3,051	221,283		
	計	3,083	374,981	38,688	79,484
比 較	長 等	0		0	355
	議 員	0	0		1,537
	そ の 他	0	0		
	計	0	0	0	1,892

2 一般職

(1) 総 括

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後		(1,943) 1,574	1,395,249	6,194,091	6,021,910
補 正 前		(1,943) 1,574	1,395,249	6,179,333	5,954,421
比 較		(0) 0	0	14,758	67,489

()内は、再任用短時間勤務職員及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める

職 員 手 当 等 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	200,739	149,955	979,702	194,087	27,759
	補 正 前	200,739	149,955	977,607	194,087	27,759
	比 較	0	0	2,095	0	0

与 費 明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地 域 手 当	その他の手当	計			
千円 3,870	千円 24,933	千円 85,083	千円 7,849	千円 92,932	
		217,482	50,260	267,742	
		221,283		221,283	
3,870	24,933	523,848	58,109	581,957	
3,870	24,933	84,728	7,831	92,559	
		215,945	50,260	266,205	
		221,283		221,283	
3,870	24,933	521,956	58,091	580,047	
0	0	355	18	373	
		1,537	0	1,537	
		0		0	
0	0	1,892	18	1,910	

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 13,611,250	千円 2,559,586	千円 16,170,836	
13,529,003	2,547,743	16,076,746	
82,247	11,843	94,090	

職員に比し短い職員であり、外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
千円 400,795	千円 264,754	千円 3,170,849	千円 529,051	千円 104,219
398,157	264,754	3,108,093	529,051	104,219
2,638	0	62,756	0	0

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(110) 人 1,433	千円	千円 5,834,825	千円 5,670,511
補 正 前	(110) 1,433		5,820,067	5,603,022
比 較	(0) 0		14,758	67,489

()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 200,739	千円 129,902	千円 931,010	千円 194,087	千円 27,759
	補 正 前	200,739	129,902	928,915	194,087	27,759
	比 較	0	0	2,095	0	0

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(1,833) 人 141	千円	千円 1,395,249	千円 351,399
補 正 前	(1,833) 141		1,395,249	351,399
比 較	(0) 0		0	0

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 手 当
	補 正 後	千円	千円 20,053	千円 48,692	千円	千円
	補 正 前		20,053	48,692		
	比 較		0	0		

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
11,505,336 ^{千円}	2,326,110 ^{千円}	13,831,446 ^{千円}	
11,423,089	2,314,267	13,737,356	
82,247	11,843	94,090	

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
375,743 ^{千円}	264,754 ^{千円}	2,921,198 ^{千円}	522,000 ^{千円}	103,319 ^{千円}
373,105	264,754	2,858,442	522,000	103,319
2,638	0	62,756	0	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
2,105,914 ^{千円}	233,476 ^{千円}	2,339,390 ^{千円}	
2,105,914	233,476	2,339,390	
0	0	0	

外書きである。

時間外勤務手当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当	児 童 手 当
25,052 ^{千円}		249,651 ^{千円}	7,051 ^{千円}	900 ^{千円}
25,052		249,651	7,051	900
0		0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
		千円	千円
給 料	14,758	給与改定に伴う増減分	14,758
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職 員 手 当 等	67,489	制度改正に伴う増減分	67,489
		その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	429,835 円
補 正 前	428,782

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職 務の級等による加 算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.15	2.25	4.4		
補 正 前	(1.125)	(1.125)	(2.25)	有	
	2.15	2.15	4.3		
国の制度	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.15	2.25	4.4		

()内は、再任用短時間勤務職員の支給率である。

説 明	備 考
給料改定率 0.27%	給与改定実施時期 令和4年4月1日
給与改定に伴う増	

債務負担行為で令和5年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び令和4年度以降

1 追 加

事 項	限 度 額
農業施設構造物損傷箇所復旧工事経費	15,000
道路構造物損傷箇所復旧工事経費	30,000
舗装損傷箇所復旧工事経費	30,000
河川維持補修工事経費	10,000
排水路構造物損傷箇所復旧工事経費	15,000

ものについての令和3年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書（補正）

（単位：千円）

令和3年度末までの支出(見込)額		令和4年度以降の支出予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
		令和5年度	15,000	一般財源
		令和5年度	30,000	一般財源
		令和5年度	30,000	一般財源
		令和5年度	10,000	一般財源
		令和5年度	15,000	一般財源

(議案第100号)

令和4年厚木市議会第6回会議（12月定例会議）

令和4年度

厚木市後期高齢者医療事業特別会計

補正予算（第1号）

議案第100号

令和4年度厚木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度の厚木市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,558,510千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		642,192	510	642,702
	5 一般会計繰入金	642,192	510	642,702
歳入合計		3,558,000	510	3,558,510

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		80,749	510	81,259
	5 総務管理費	64,106	510	64,616
歳出合計		3,558,000	510	3,558,510

令和4年度

厚木市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 後期高齢者医療保険料	2,903,444
8 財産収入	62
10 繰入金	642,192
15 繰越金	3,500
20 諸収入	8,802
歳 入 合 計	3,558,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	80,749	510	81,259
10 後期高齢者医療広域連合納付金	3,315,898		3,315,898
15 諸支出金	8,450		8,450
20 保健事業費	149,403		149,403
25 予備費	3,500		3,500
歳 出 合 計	3,558,000	510	3,558,510

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	2,903,444	81.6
	62	0.0
510	642,702	18.1
	3,500	0.1
	8,802	0.2
510	3,558,510	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特	定	財源		一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
				510	2.3
					93.2
					0.2
					4.2
					0.1
				510	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
10 繰入金	642,192	510	642,702
5 一般会計繰入金	642,192	510	642,702
5 事務費繰入金	80,652	510	81,162
歳 入 合 計	3,558,000	510	3,558,510

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	80,749	510	81,259		
5 総務管理費	64,106	510	64,616		
5 一般管理費	64,106	510	64,616	一般財源	510
歳 出 合 計	3,558,000	510	3,558,510		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 事務費繰入金	510	1 事務費繰入金増 【国保年金課】 510

10 繰入金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	150	1 職員給与費増 【職員課】 510
3 職員手当等	308	
4 共済費	52	

5 総務費

補 正 予 算 給

1 一般職 (1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(6) 人 6	千円 9,692	千円 23,294	千円 21,180
補 正 前	(6) 6	9,692	23,144	20,872
比 較	(0) 0	0	150	308

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 390	千円 596	千円 3,669	千円 1,358	千円 1,788
	補 正 前	390	596	3,647	1,358	1,779
	比 較	0	0	22	0	9

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	人 6	千円	千円 23,294	千円 19,241
補 正 前	6		23,144	18,933
比 較	0		150	308

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 390	千円 596	千円 3,669	千円 1,358	千円 1,788
	補 正 前	390	596	3,647	1,358	1,779
	比 較	0	0	22	0	9

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(6) 人	千円 9,692	千円	千円 1,939
補 正 前	(6)	9,692		1,939
比 較	(0)	0		0

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	千円	千円	千円	千円	千円
	補 正 前					
	比 較					

与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
54,166 ^{千円}	10,682 ^{千円}	64,848 ^{千円}	
53,708	10,630	64,338	
458	52	510	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
708 ^{千円}	12,407 ^{千円}	264 ^{千円}
708	12,130	264
0	277	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
42,535 ^{千円}	8,367 ^{千円}	50,902 ^{千円}	
42,077	8,315	50,392	
458	52	510	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
708 ^{千円}	10,468 ^{千円}	264 ^{千円}
708	10,191	264
0	277	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
11,631 ^{千円}	2,315 ^{千円}	13,946 ^{千円}	
11,631	2,315	13,946	
0	0	0	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
^{千円}	1,939 ^{千円}	^{千円}
	1,939	
	0	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	150	給与改定に伴う増減分	150
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職 員 手 当 等	308	制度改正に伴う増減分	308
		その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	441,708
補 正 前	439,194

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.15	2.25	4.4	有	
補 正 前	2.15	2.15	4.3	有	
国の制度	2.15	2.25	4.4	有	

説	明	備 考
給料改定率 0.27%		給与改定実施時期 令和4年4月1日
給与改定に伴う増		

(議案第101号)

令和4年厚木市議会第6回会議（12月定例会議）

令和4年度

厚木市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第1号）

議案第101号

令和4年度厚木市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度の厚木市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,958,614千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
40 繰入金		1,739,095	1,614	1,740,709
	5 他会計繰入金	1,389,809	1,614	1,391,423
歳入合計		21,957,000	1,614	21,958,614

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		332,948	1,571	334,519
	5 総務管理費	278,529	1,571	280,100
27 保健事業費		226,772	43	226,815
	3 特定健康診査等事業費	137,430	43	137,473
歳出合計		21,957,000	1,614	21,958,614

令和4年度

厚木市国民健康保険事業特別会計
補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 国民健康保険料	4,755,921
25 県支出金	15,198,363
35 財産収入	484
40 繰入金	1,739,095
45 繰越金	150,000
50 諸収入	113,137
歳 入 合 計	21,957,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	332,948	1,571	334,519
10 保険給付費	14,995,726		14,995,726
22 国民健康保険事業費納付金	6,369,780		6,369,780
27 保健事業費	226,772	43	226,815
30 基金積立金	80		80
40 諸支出金	21,694		21,694
45 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	21,957,000	1,614	21,958,614

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	4,755,921	21.7
	15,198,363	69.2
	484	0.0
1,614	1,740,709	7.9
	150,000	0.7
	113,137	0.5
1,614	21,958,614	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特	定	財源		一般財源	
国庫支出金	県支出金	市債	その他		
				1,571	1.5
					68.3
					29.0
				43	1.0
					0.0
					0.1
					0.1
				1,614	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
40 繰入金	1,739,095	1,614	1,740,709
5 他会計繰入金	1,389,809	1,614	1,391,423
5 一般会計繰入金	1,389,809	1,614	1,391,423
歳 入 合 計	21,957,000	1,614	21,958,614

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	332,948	1,571	334,519		
5 総務管理費	278,529	1,571	280,100		
5 一般管理費	276,595	1,571	278,166	一般財源	1,571
27 保健事業費	226,772	43	226,815		
3 特定健康診査等事業費	137,430	43	137,473		
5 特定健康診査等事業費	137,430	43	137,473	一般財源	43
歳 出 合 計	21,957,000	1,614	21,958,614		

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
10 職員給与等繰入金	1,614	1 職員給与等繰入金増	【国保年金課】 1,614

40 繰入金

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
2 給料	344	1 職員給与等増	【職員課】 1,571
3 職員手当等	1,047		
4 共済費	180		
3 職員手当等	36	1 職員給与等増	【職員課】 43
4 共済費	7		

5 総務費 27 保健事業費

補 正 予 算 給

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(7) 人 26	11,731	94,727	74,257
補 正 前	(7) 26	11,731	94,383	73,174
比 較	(0) 0	0	344	1,083

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	2,232	2,051	14,724	2,040	6,920
	補 正 前	2,232	2,051	14,675	2,040	6,878
	比 較	0	0	49	0	42

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	24		89,300	69,795
補 正 前	24		88,956	68,712
比 較	0		344	1,083

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	2,232	1,739	13,958	2,040	6,848
	補 正 前	2,232	1,739	13,909	2,040	6,806
	比 較	0	0	49	0	42

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(7) 人 2	11,731	5,427	4,462
補 正 前	(7) 2	11,731	5,427	4,462
比 較	(0) 0	0	0	0

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後		312	766		72
	補 正 前		312	766		72
	比 較		0	0		0

与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
180,715 <small>千円</small>	37,381 <small>千円</small>	218,096 <small>千円</small>	
179,288	37,194	216,482	
1,427	187	1,614	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
1,536 <small>千円</small>	43,614 <small>千円</small>	1,140 <small>千円</small>
1,536	42,622	1,140
0	992	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
159,095 <small>千円</small>	33,493 <small>千円</small>	192,588 <small>千円</small>	
157,668	33,306	190,974	
1,427	187	1,614	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
1,536 <small>千円</small>	40,302 <small>千円</small>	1,140 <small>千円</small>
1,536	39,310	1,140
0	992	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
21,620 <small>千円</small>	3,888 <small>千円</small>	25,508 <small>千円</small>	
21,620	3,888	25,508	
0	0	0	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
<small>千円</small>	3,312 <small>千円</small>	<small>千円</small>
	3,312	
	0	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	344 ^{千円}	給与改定に伴う増減分	344 ^{千円}
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職 員 手 当 等	1,083	制度改正に伴う増減分	1,083
		その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	408,517 ^円
補 正 前	407,007

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	2.15	2.25	4.4	有	
補 正 前	2.15	2.15	4.3	有	
国の制度	2.15	2.25	4.4	有	

説 明	備 考
給料改定率 0.27%	給与改定実施時期 令和4年4月1日
給与改定に伴う増	

(議案第102号)

令和4年厚木市議会第6回会議（12月定例会議）

令和4年度
厚木市介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）

議案第102号

令和4年度厚木市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度の厚木市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ299,837千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,443,837千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

1 歳 入

(単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 0 繰入金		2,872,079	299,837	3,171,916
	5 一般会計繰入金	2,525,079	38,463	2,563,542
	1 0 基金繰入金	347,000	261,374	608,374
歳 入 合 計		16,144,000	299,837	16,443,837

2 歳 出

(単 位 : 千 円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 総務費		369,696	1,123	370,819
	5 総務管理費	230,892	1,123	232,015
1 0 保険給付費		14,943,000	298,714	15,241,714
	5 介護サービス等諸費	13,637,909	298,714	13,936,623
歳 出 合 計		16,144,000	299,837	16,443,837

令和4年度
厚木市介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

款	補正前の額
5 保険料	3,877,332
15 国庫支出金	2,945,999
20 支払基金交付金	4,146,500
25 県支出金	2,269,872
30 財産収入	536
40 繰入金	2,872,079
45 繰越金	29,476
50 諸収入	2,206
歳 入 合 計	16,144,000

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
5 総務費	369,696	1,123	370,819
10 保険給付費	14,943,000	298,714	15,241,714
18 地域支援事業費	814,565		814,565
25 基金積立金	1,331		1,331
30 諸支出金	5,408		5,408
35 予備費	10,000		10,000
歳 出 合 計	16,144,000	299,837	16,443,837

(単位：千円・%)

補正額	計	構成率
	3,877,332	23.6
	2,945,999	17.9
	4,146,500	25.2
	2,269,872	13.8
	536	0.0
299,837	3,171,916	19.3
	29,476	0.2
	2,206	0.0
299,837	16,443,837	100.0

(単位：千円・%)

補正額の財源内訳					構成率
特 定 財 源				一般財源	
国庫支出金	県支出金	市 債	そ の 他		
				1,123	2.3
				298,714	92.7
					4.9
					0.0
					0.0
					0.1
				299,837	100.0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
40 繰入金	2,872,079	299,837	3,171,916
5 一般会計繰入金	2,525,079	38,463	2,563,542
5 介護給付費繰入金	1,867,875	37,340	1,905,215
10 その他一般会計繰入金	341,309	1,123	342,432
10 基金繰入金	347,000	261,374	608,374
5 介護保険事業基金繰入金	347,000	261,374	608,374
歳 入 合 計	16,144,000	299,837	16,443,837

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
5 現年度分	37,340	1 介護給付費繰入金増 …………… 【介護福祉課】 37,340
5 職員給与費等繰入金	1,123	1 職員給与費等繰入金増 …………… 【介護福祉課】 1,123
5 介護保険事業基金繰入金	261,374	1 介護保険事業基金繰入金増 …………… 【介護福祉課】 261,374

40 繰入金

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 総務費	369,696	1,123	370,819		
5 総務管理費	230,892	1,123	232,015		
5 一般管理費	230,892	1,123	232,015	一般財源	1,123
10 保険給付費	14,943,000	298,714	15,241,714		
5 介護サービス等諸費	13,637,909	298,714	13,936,623		
5 居宅介護サービス給付費	6,197,927	143,714	6,341,641	一般財源	143,714
12 地域密着型介護サービス給付費	2,485,082	55,000	2,540,082	一般財源	55,000
15 施設介護サービス給付費	4,123,840	100,000	4,223,840	一般財源	100,000
歳 出 合 計	16,144,000	299,837	16,443,837		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
2 給料	155	1 職員給与費増 …………… 【職員課】 1,123
3 職員手当等	823	
4 共済費	145	
19 負担金、補助及び交付金	143,714	1 居宅介護サービス給付費増 …………… 【介護福祉課】 143,714
19 負担金、補助及び交付金	55,000	1 地域密着型介護サービス給付費増 …………… 【介護福祉課】 55,000
19 負担金、補助及び交付金	100,000	1 施設介護サービス給付費増 …………… 【介護福祉課】 100,000

5 総務費 10 保険給付費

補 正 予 算 給

1 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(15) 人 19	千円 12,872	千円 88,033	千円 72,885
補 正 前	(15) 人 19	千円 12,872	千円 87,878	千円 72,062
比 較	(0) 人 0	千円 0	千円 155	千円 823

()内は、再任用短時間勤務職員及び一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 2,760	千円 1,340	千円 12,763	千円 2,720	千円 9,931
	補 正 前	千円 2,760	千円 1,340	千円 12,741	千円 2,720	千円 9,900
	比 較	千円 0	千円 0	千円 22	千円 0	千円 31

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(2) 人 18	千円	千円 86,225	千円 69,889
補 正 前	(2) 人 18	千円	千円 86,070	千円 69,066
比 較	(0) 人 0	千円	千円 155	千円 823

()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 2,760	千円 1,340	千円 12,508	千円 2,720	千円 9,931
	補 正 前	千円 2,760	千円 1,340	千円 12,486	千円 2,720	千円 9,900
	比 較	千円 0	千円 0	千円 22	千円 0	千円 31

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当 等
補 正 後	(13) 人 1	千円 12,872	千円 1,808	千円 2,996
補 正 前	(13) 人 1	千円 12,872	千円 1,808	千円 2,996
比 較	(0) 人 0	千円 0	千円 0	千円 0

()内は、一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員に比し短い職員であり、

職員手当等の内訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	千円	千円	千円 255	千円	千円
	補 正 前	千円	千円	千円 255	千円	千円
	比 較	千円	千円	千円 0	千円	千円

与 費 明 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 173,790	千円 35,422	千円 209,212	
172,812	35,277	208,089	
978	145	1,123	

職員に比し短い職員であり、外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 1,629	千円 40,707	千円 1,035
1,629	39,937	1,035
0	770	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 156,114	千円 32,142	千円 188,256	
155,136	31,997	187,133	
978	145	1,123	

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円 1,629	千円 37,966	千円 1,035
1,629	37,196	1,035
0	770	0

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 17,676	千円 3,280	千円 20,956	
17,676	3,280	20,956	
0	0	0	

外書きである。

管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
千円	千円 2,741	千円
	2,741	
	0	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
		千円	千円
給 料	155	給与改定に伴う増減分	155
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
職 員 手 当 等	823	制度改正に伴う増減分	823
		その他の増減分	

(3) 給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	487,971 円
補 正 前	487,104

イ 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.15	2.25	4.4		
補 正 前	(1.125)	(1.125)	(2.25)	有	
	2.15	2.15	4.3		
国の制度	(1.125)	(1.175)	(2.30)	有	
	2.15	2.25	4.4		

()内は、再任用短時間勤務職員の支給率である。

説 明	備 考
給料改定率 0.27%	給与改定実施時期 令和4年4月1日
給与改定に伴う増	

(議案第103号)

令和4年厚木市議会第6回会議（12月定例会議）

令和4年度

厚木市病院事業会計補正予算（第1号）

議案第103号

令和4年度厚木市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度の厚木市の病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 令和4年度厚木市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 病院事業費用	11,555,000千円	83,000千円	11,638,000千円
第1項 医業費用	11,186,033千円	83,000千円	11,269,033千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	798,000千円	640,000千円	1,438,000千円
第1項 負担金	540,676千円	315,000千円	855,676千円
第2項 企業債	251,500千円	325,000千円	576,500千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,237,000千円	640,000千円	1,877,000千円
第1項 建設改良費	346,324千円	640,000千円	986,324千円

（債務負担行為の補正）

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事 項	期 間	限 度 額
手術支援ロボット賃貸借（令和4年度分）	令和5年度～ 令和12年度	588,000千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	325,000千円	普通貸借又は証券発行。なお、起債の全部又は一部を翌年度へ繰り越して借り入れることができる。	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内。ただし、財政上の都合により償還期限を短縮し、繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

令和4年度
厚木市病院事業会計
補正予算（第1号）に関する説明書

令和4年度厚木市病院事業会計
補正予算実施計画

収益の支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業費用			11,555,000	83,000	11,638,000	
	1 医業費用		11,186,033	83,000	11,269,033	
		3 経費	1,937,820	83,000	2,020,820	光熱水費

資本的收入及び支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的收入			798,000	640,000	1,438,000	
	1 負担金		540,676	315,000	855,676	
		1 他会計負担金	540,676	315,000	855,676	一般会計負担金
	2 企業債		251,500	325,000	576,500	
		1 企業債	251,500	325,000	576,500	病院事業債

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			1,237,000	640,000	1,877,000	
	1 建設改良費		346,324	640,000	986,324	
		2 病院整備事業費	20,000	640,000	660,000	浸水防止対策工事

令和4年度厚木市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	104,317
減価償却費	927,269
貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,234
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 16,143
法定福利費引当金の増減額(△は減少)	10,939
退職給付引当金の増減額(△は減少)	42,174
固定資産除却費	10,000
長期前受金戻入額	△ 495,212
その他	△ 8,795
受取利息及び受取配当金	△ 3,286
支払利息	104,817
未収金の増減額(△は増加)	546,147
未払金の増減額(△は減少)	△ 2,220
たな卸資産の増減額(△は増加)	1,800
小計	1,223,041
受取利息及び受取配当金	3,286
利息の支払額	△ 104,817
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,121,510
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 843,162
有形固定資産の売却による収入	1
貸付金による支出	△ 14,400
貸付金の回収による収入	721
補助金による収入	28,381
一般会計からの繰入金による収入	855,676
基金積立による支出	△ 82,488
基金取崩しによる収入	5,822
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 49,449
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	576,500
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 760,454
他会計借入金の返済による支出	△ 33,334
リース債務返済による支出	△ 58,847
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 276,135
資金増加額(△は減少)	795,926
資金期首残高	4,057,238
資金期末残高	4,853,164

債 務 負 担 行 為 に

追 加

事 項	限 度 額
手 術 支 援 ロ ボ ッ ト 賃 貸 借 (令 和 4 年 度 分)	588,000 <small>千円</small>

関する調書（補正）

令和3年度末までの支払義務 発生（見込）額		令和4年度以降の支払義務 発生予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
	千円	令和5年度～ 令和12年度	千円 588,000	損益勘定資金 損益勘定留保資金

令和4年度厚木市病院事業予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

資産の部

(単位:千円)

1	固	定	資	産		
(1)	有	形	固	定	資	産
	イ	土				2,980,808
	ロ	建			13,816,812	
		減価償却累計額			<u>△ 3,697,284</u>	10,119,528
	ハ	構	築	物	1,149,846	
		減価償却累計額			<u>△ 71,169</u>	1,078,677
	ニ	器	械	備	品	5,521,767
		減価償却累計額			<u>△ 4,301,683</u>	1,220,084
	ホ	車		両	9,162	
		減価償却累計額			<u>△ 4,050</u>	5,112
	ヘ	リ	ー	ス	資	産
		減価償却累計額			<u>△ 65,882</u>	148,194
		有形固定資産合計				15,552,403
(2)	無	形	固	定	資	産
	イ	電	話	加	入	権
						1,448
	ロ	ソ	フ	ト	ウ	ェ
						<u>4,942</u>
		無形固定資産合計				6,390
(3)	投	資	そ	の	他	の
	イ	長	期	貸	付	金
						41,159
	ロ	基			金	
		(イ)	退	職	手	当
			基	金		90,500
		(ロ)	病	院	整	備
			基	金		<u>290,371</u>
		基金合計				380,871
	ハ	長	期	前	払	消
					費	税
						<u>947,665</u>
		投資その他の資産合計				1,369,695
		固定資産合計				16,928,488
2	流	動	資	産		
(1)	現	金	預	金		4,853,164
(2)	未	収		金		1,647,742
(3)	貯	蔵		品		76,195
(4)	貸	倒	引	当	金	<u>△ 3,050</u>
		流動資産合計				6,574,051
		資産合計				<u><u>23,502,539</u></u>

負債の部

(単位:千円)

3	固定負債			
(1)	企業債		14,005,824	
(2)	他会計借入金		2,144,062	
(3)	リース債務		112,450	
(4)	引当金			
	イ修繕引当金	28,886		
	ロ退職給付引当金	822,630		
	引当金合計			851,516
	固定負債合計			17,113,852
4	流動負債			
(1)	企業債		828,640	
(2)	他会計借入金		36,737	
(3)	リース債務		53,373	
(4)	未払金		867,141	
(5)	前受金		2,200	
(6)	預り金		13,513	
(7)	引当金			
	イ賞与引当金	285,886		
	ロ法定福利費引当金	80,058		
	引当金合計			365,944
	流動負債合計			2,167,548
5	繰延収益			
(1)	長期前受金		4,648,406	
(2)	長期前受金収益化累計額		△ 3,095,382	
	繰延収益合計			1,553,024
	負債合計			20,834,424

資本の部

(単位:千円)

6	資本金			4,034,683
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ受贈財産評価額	2,924,458		
	資本剰余金合計			2,924,458
(2)	利益剰余金			
	イ減債積立金	62,000		
	ロ当年度未処理欠損金	4,353,026		
	利益剰余金合計			△ 4,291,026
	剰余金合計			△ 1,366,568
	資本合計			2,668,115
	負債資本合計			23,502,539

注記（令和4年度）

I 重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 総平均法による原価法による。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法による。

主な耐用年数

建物 6～46年

構築物 35年

器械備品 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法による。なお、自己利用のソフトウェアについては利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。なお、一般会計が負担すると見込まれる額を除く。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度に負担すべき支出見込額を計上している。

(4) 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

4 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。なお、控除対象外消費税等については、当年度の費用として処理している。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等については、長期前払消費税勘定に計上し、20年間で均等償却を行っている。

II 予定キャッシュ・フロー計算書

重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ 22,336 千円、24,570 千円である。

III 予定貸借対照表

企業債の償還等に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債等のうち、他会計が負担すると見込まれる額は 5,674,988 千円である。

IV セグメント情報

当院の事業は、単一セグメントであるため、記載を省略している。

V リース契約により使用する固定資産

リース料総額が 300 万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

リース料総額が 300 万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

VI その他

退職給付引当金の取崩しについて

当年度において、退職手当として 66,270 千円を支給するため、退職給付引当金 49,826 千円を使用する。なお、一般会計が負担する額 16,444 千円については、退職給付費から支出する。

令和4年度厚木市病院事業
収 益 的

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用	11,555,000	83,000	11,638,000
1 医業費用	11,186,033	83,000	11,269,033
3 経費	1,937,820	83,000	2,020,820

資 本 的 収 入

収 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入	798,000	640,000	1,438,000
1 負担金	540,676	315,000	855,676
1 他会計負担金	540,676	315,000	855,676
2 企業債	251,500	325,000	576,500
1 企業債	251,500	325,000	576,500

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出	1,237,000	640,000	1,877,000
1 建設改良費	346,324	640,000	986,324
2 病院整備事業費	20,000	640,000	660,000

会計補正予算実施計画説明書

支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
光熱水費	83,000	電気料 都市ガス料

及 び 支 出

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
他会計負担金	315,000	一般会計負担金
企業債	325,000	病院整備事業

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
工事費	640,000	浸水防止対策工事

(議案第104号)

令和4年厚木市議会第6回会議（12月定例会議）

令和4年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第1号）

議案第104号

令和4年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度の厚木市の公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 令和4年度厚木市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 下水道事業収益	6,453,454千円	267千円	6,453,721千円
第1項 営業収益	3,750,109千円	121千円	3,750,230千円
第2項 営業外収益	2,703,345千円	146千円	2,703,491千円
支 出			
第1款 下水道事業費用	6,154,951千円	122,130千円	6,277,081千円
第1項 営業費用	5,792,604千円	148,831千円	5,941,435千円
第2項 営業外費用	361,322千円	△26,701千円	334,621千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,273,106千円」を「1,273,250千円」に、「367,621千円」を「364,761千円」に、「809,310千円」を「812,314千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	2,117,022千円	360千円	2,117,382千円
第6項 他会計負担金	359,262千円	360千円	359,622千円
支 出			
第1款 資本的支出	3,390,128千円	504千円	3,390,632千円
第1項 建設改良費	1,683,384千円	504千円	1,683,888千円

(債務負担行為の補正)

第4条 予算第6条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事 項	期 間	限度額
公共下水道しゅんせつ汚泥処分委託経費	令和5年度	3,500 ^{千円}
公共下水道管きょしゅんせつ作業委託経費	令和5年度	12,000
公共下水道構造物損傷箇所復旧工事経費	令和5年度	20,000
公共下水道汚水柵設置工事経費	令和5年度	18,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第10条中「202,870千円」を「205,042千円」に改める。

令和4年11月30日提出

厚木市長 小林 常 良

令和4年度
厚木市公共下水道事業会計
補正予算（第1号）に関する説明書

令和4年度厚木市公共下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業収益			6,453,454	267	6,453,721	
	1 営業収益		3,750,109	121	3,750,230	
		2 雨水処理負担金	560,435	121	560,556	一般会計負担金
	2 営業外収益		2,703,345	146	2,703,491	
		2 他会計負担金	53,769	146	53,915	一般会計負担金

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考	
1 下水道事業費用			6,154,951	122,130	6,277,081		
	1 営業費用		5,792,604	148,831	5,941,435		
		1 管渠費	321,700	512	322,212	職員給与費	
		5 普及促進費	36,028	219	36,247	職員給与費	
		6 水質規制費	39,166	75	39,241	職員給与費	
		7 業務費	156,541	159	156,700	職員給与費	
		8 総係費	148,322	703	149,025	職員給与費	
		9 流域下水道管理事業費負担金	1,147,236	147,163	1,294,399		
		2 営業外費用		361,322	△ 26,701	334,621	
			1 支払利息及び企業債取扱諸費	294,525	△ 14,658	279,867	企業債利息
	2 消費税及び地方消費税		66,766	△ 12,043	54,723		

資本的収入及び支出

収 入 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			2,117,022	360	2,117,382	
	6 他会計負担金		359,262	360	359,622	
		1 他会計負担金	359,262	360	359,622	一般会計負担金

支 出 (単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			3,390,128	504	3,390,632	
	1 建設改良費		1,683,384	504	1,683,888	
		1 管渠建設費	1,529,914	504	1,530,418	職員給与費

令和4年度厚木市公共下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	80,465,000
	減価償却費	3,831,036,000
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	1,138,000
	賞与引当金の増減額(△は減少)	1,268,887
	法定福利費引当金の増減額(△は減少)	280,371
	固定資産除却費	604,000
	長期前受金戻入額	△ 2,615,173,000
	資本的収支に係る控除対象外消費税額	△ 108,262,000
	受取利息	△ 10,000
	支払利息	294,525,000
	未収金の増減額(△は増加)	40,714,286
	未払金の増減額(△は減少)	△ 207,029,510
	その他流動資産の増減額(△は増加)	361,426,000
	小計	1,680,983,034
	利息の受取額	10,000
	利息の支払額	△ 294,476,832
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,386,516,202
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 2,959,130,000
	無形固定資産の取得による支出	△ 115,918,000
	国庫補助金による収入	1,053,500,000
	負担金による収入	3,869,000
	一般会計からの繰入金による収入	359,622,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,658,057,000
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,860,300,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 1,577,018,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	283,282,000
	資金増減額(△は減少額)	11,741,202
	資金期首残高	724,117,432
	資金期末残高	735,858,634

補 正 予 算 給

1 総括

区 分	職 員 数		給 与		
	特 別 職	一 般 職	報 酬	給 料	手 当
補 正 後	12 ^人	24 ^人	473 ^{千円}	90,986 ^{千円}	77,631 ^{千円}
補 正 前	12	24	473	90,656	76,082
比 較	0	0	0	330	1,549

手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	特 殊 勤 務 当 手
	補正後	1,728 ^{千円}	2,110 ^{千円}	14,370 ^{千円}	2,364 ^{千円}	3 ^{千円}
	補正前	1,728	2,110	14,321	2,364	3
	比 較	0	0	49	0	0

2 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	
給 料	330 ^{千円}	給与改定に伴う増減分	330 ^{千円}
		昇給に伴う増加分	
		その他の増減分	
手 当	1,549	制度改正に伴う増減分	1,549
		その他の増減分	

与 費 明 細 書

費	法定福利費	合 計	備 考
計			
169,090	35,952	205,042	
167,211	35,659	202,870	
1,879	293	2,172	

時間外勤務 手 当	管 理 職 手 当	期 末 勤 勉 手 当	児 童 手 当
9,959	4,488	41,709	900
9,909	4,488	40,259	900
50	0	1,450	0

説 明	備 考
給料改定率 0.27%	給与改定実施時期 令和4年4月1日
給与改定に伴う増	

3 給料及び職員手当等の状況

(1) 職員1人当たり給与

区 分	一般職平均給与月額
補 正 後	437,527 ^円
補 正 前	436,038

(2) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	2.15	2.25	4.4	有	
補 正 前	2.15	2.15	4.3	有	
国 の 制 度	2.15	2.25	4.4	有	

債 務 負 担 行 為 に

1 追 加

事 項	限 度 額
公共下水道しゅんせつ汚泥処分委託経費	3,500
公共下水道管きよしゅんせつ作業委託経費	12,000
公共下水道構造物損傷箇所復旧工事経費	20,000
公共下水道汚水枥設置工事経費	18,000

関 する 調 書 (補 正)

令和3年度末までの 支払義務発生(見込)額		令和4年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳
期 間	金 額	期 間	金 額	
	千円	令和5年度	3,500 千円	損益勘定資金
		令和5年度	12,000	〃
		令和5年度	20,000	〃
		令和5年度	18,000	損益勘定 留保資金

令和4年度厚木市公共下水道事業予定貸借対照表
(令和5年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		811,276,808	
ロ 建物	611,319,512		
減価償却累計額	△ 97,522,872	513,796,640	
ハ 構築物	87,144,914,194		
減価償却累計額	△ 10,467,502,893	76,677,411,301	
ニ 機械及び装置	585,704,031		
減価償却累計額	△ 131,910,014	453,794,017	
ホ 車両及び運搬具		298,500	
ヘ 工具、器具及び備品	16,137,596		
減価償却累計額	△ 6,761,152	9,376,444	
ト 建設仮勘定		953,719,959	
有形固定資産合計			79,419,673,669

(2) 無形固定資産

イ ソフトウェア		3,473,924	
ロ 施設利用権		3,251,908,095	
無形固定資産合計			3,255,382,019

(3) 投資その他の資産

イ 出資金		7,830,000	
ロ 破産更生債権等	190,672		
破産更生債権等 貸倒引当金	△ 190,672	0	
投資その他の資産合計			7,830,000

固定資産合計 82,682,885,688

2 流動資産

(1) 現金及び預金 735,858,634

(2) 未収金 582,299,000

未収金貸倒引当金 △ 18,558,688 563,740,312

流動資産合計 1,299,598,946

資産合計 83,982,484,634

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	17,790,801,071		
企業債合計		17,790,801,071	
固定負債合計			17,790,801,071
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良等の財源に 充てるための企業債	1,467,472,000		
企業債合計		1,467,472,000	
(2) 未払金		383,679,000	
(3) 預り金		750,000	
(4) 未払費用		4,806,000	
(5) 引当金			
イ 賞与引当金	14,302,000		
ロ 法定福利費引当金	2,758,000		
引当金合計		17,060,000	
流動負債合計			1,873,767,000
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	57,920,011,754		
収益化累計額	△ 7,769,202,680	50,150,809,074	
(2) 建設仮勘定長期前受金		396,914,278	
繰延収益合計			50,547,723,352
負債合計			70,212,291,423
	資 本 の 部		
6 資本金			12,635,343,193
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	425,861,738		
ロ 国庫補助金	96,600,000		
資本剰余金合計		522,461,738	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	612,388,280		
利益剰余金合計		612,388,280	
剰余金合計			1,134,850,018
資本合計			13,770,193,211
負債資本合計			83,982,484,634

注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

建物 15～50年

構築物 10～50年

機械及び装置 15～20年

工具、器具及び備品 5～10年

イ 無形固定資産

(ア) 減価償却の方法

定額法

(イ) 主な耐用年数

ソフトウェア 5年

施設利用権 35年

(2) 引当金の計上方法

ア 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

イ 退職給付引当金

職員の退職手当は、一般会計がその全部について予算措置を行うこととなっているため、退職給付引当金は計上していない。

ウ 賞与引当金及び法定福利費引当金

職員の期末手当及び勤勉手当の支給並びにそれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当年度末の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜処理としている。

2 予定キャッシュ・フロー計算書に関する注記

重要な非資金取引に関する事項

当年度、新たに取得する受贈資産の見込額として、資産及び負債に930,248,000円を計上している。

3 予定貸借対照表に関する注記

企業債の償還に係る他会計の負担

予定貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は12,353,681,874円である。

4 セグメント情報に関する注記

厚木市公共下水道事業会計は、公共下水道事業のみを運営しているため、報告セグメントは単一としており、記載を省略している。

5 リース契約により使用する固定資産に関する注記

(1) リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,001,880円
1年超	1,669,800円
計	2,671,680円

(3) オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	1,221,000円
1年超	2,442,000円
計	3,663,000円

6 その他の事項に関する注記

(1) 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

令和4年度において、6月期の期末手当及び勤勉手当並びにそれに伴う法定福利費を支出するため、賞与引当金12,167,061円及び法定福利費引当金2,297,357円を取り崩した。

(2) 貸倒引当金の取崩し

令和4年度において、下水道使用料に係る債権の不納欠損処理を行うため、貸倒引当金3,532,000円を取り崩す予定である。

令和4年度厚木市公共下水道事業会計

収益の収入

収入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業収益	6,453,454	267	6,453,721
1 営業収益	3,750,109	121	3,750,230
2 雨水処理負担金	560,435	121	560,556
2 営業外収益	2,703,345	146	2,703,491
2 他会計負担金	53,769	146	53,915

補正予算（第1号）予算明細書

及び支出

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
1 雨水処理負担金	121	職員給与費の増額に伴う一般会計負担金の増
1 一般会計負担金	146	職員給与費の増額に伴う一般会計負担金の増

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業費用	6,154,951	122,130	6,277,081
1 営業費用	5,792,604	148,831	5,941,435
1 管渠費	321,700	512	322,212
5 普及促進費	36,028	219	36,247
6 水質規制費	39,166	75	39,241
7 業務費	156,541	159	156,700
8 総係費	148,322	703	149,025
9 流域下水道管理事業費負担金	1,147,236	147,163	1,294,399
2 営業外費用	361,322	△ 26,701	334,621
1 支払利息及び企業債取扱諸費	294,525	△ 14,658	279,867
2 消費税及び地方消費税	66,766	△ 12,043	54,723

(単位：千円)

節		金額	説明
区分			
1 給料		72	
2 手当		195	
3 賞与引当金繰入額		176	
6 法定福利費		32	
7 法定福利費引当金繰入額		37	
1 給料		30	
2 手当		100	
3 賞与引当金繰入額		58	
6 法定福利費		17	
7 法定福利費引当金繰入額		14	
2 手当		43	
3 賞与引当金繰入額		19	
6 法定福利費		9	
7 法定福利費引当金繰入額		4	
2 手当		91	
3 賞与引当金繰入額		40	
6 法定福利費		18	
7 法定福利費引当金繰入額		10	
1 給料		106	
2 手当		328	
3 賞与引当金繰入額		172	
6 法定福利費		58	
7 法定福利費引当金繰入額		39	
26 負担金		147,163	相模川流域下水道管理事業費負担金増 147,163
1 企業債利息		△ 14,658	
1 消費税及び地方消費税		△ 12,043	

資 本 的 收 入

收 入

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入	2,117,022	360	2,117,382
6 他会計負担金	359,262	360	359,622
1 他会計負担金	359,262	360	359,622

支 出

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出	3,390,128	504	3,390,632
1 建設改良費	1,683,384	504	1,683,888
1 管渠建設費	1,529,914	504	1,530,418

及び支出

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 一般会計負担金	360	職員給与費の増額に伴う一般会計負担金の増

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 給料	122	
2 手当	327	
6 法定福利費	55	